



目 次	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	9
◎高知県調理師法関係手数料徴収条例	9
◎高知県農業構造改革支援基金条例	9
◎高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例	10
◎高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例	11
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	12
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	12
◎高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例	13
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例	15
◎高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例	18
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例	19
◎高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	21
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	21
◎高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	21
◎高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	23
◎高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	23
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	25
◎高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	26
◎高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	

る条例	26
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	26
◎高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	33
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	34
◎高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	37
◎こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	38
◎高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	40
◎高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例	40
◎高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	40
◎高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	40
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	41
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	43
◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例	45
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	45
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	46
◎高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	46
◎高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例	47
◎森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	47
◎高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	49
◎高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	50
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	52
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	52
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例	54
◎高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	54
◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	55

◎高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	57
◎高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	58
◎高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	60
◎高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例	61
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	61
◎高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	64
◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	65
◎高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	66
◎高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	68
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	70
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	73
◎高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例	75

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(高知県条例第1号)

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成26年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。)の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(平成25年高知県条例第25号)は、廃止すること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県調理師法関係手数料徴収条例(高知県条例第2号)

1 条例制定の目的

調理師法(昭和33年法律第147号)に基づき調理師試験の実施に関する事務を指定試験機関に行わせることとするに伴い、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付させ、その収入とするため、同法等に規定する事務に係る手数料について必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 調理師免許手数料、調理師試験手数料、調理師免許証書換え交付手数料及び調理師免許証再交付手数料を徴収すること。(第2条、第3条第1項、第5条及び第6条)

(2) 調理師試験に係る事務を指定試験機関に行わせる場合は、調理師試験手数料を当

該指定試験機関に納付させ、当該指定試験機関の収入とすること。(第4条)

(3) 手数料の不還付及び納付の時期並びに減免について定めること。(第3条第2項及び第3項並びに第7条から第9条まで)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県農業構造改革支援基金条例(高知県条例第3号)

1 条例制定の目的

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を進めるため、高知県農業構造改革支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例(高知県条例第4号)

1 条例制定の目的

新規就農者を確保し、及び育成し、並びに先進技術を習得する優れた農業者及び指導者を育成する施設として、高知県立農業大学校の研修部門を独立させ、新たに高知県立農業担い手育成センターを高岡郡四万十町に設置することとした。

2 主要な内容

(1) センターを高岡郡四万十町に設置すること。(第1条)

(2) 新規就農を希望する者に対して研修教育を行うため、センターに短期、中期及び長期の研修部門(以下「研修部門」という。)を置くこと。(第2条)

(3) 研修部門の定員、研修内容等は、規則で定めること。(第3条)

(4) 研修部門で研修を受けようとする者は、規則で定める額の研修料を納付しなければならないこと。(第4条)

(5) 研修料の免除及び還付について定めること。(第5条及び第6条)

(6) センターを利用する者の責務及び損害賠償義務について定めること。(第7条及び第8条)

(7) 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)について、高知県立農業大学校の研修部門に係る規定を削除すること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第5号)

1 条例改正の目的

平成22年に行われた国勢調査の結果及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正を考慮し、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

◆高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

国が定めたがん対策推進基本計画が見直されたこと等を考慮し、小児がん対策、児童及び生徒に対するがん教育対策並びにがん患者の就労支援対策を推進することとともに、がん対策の一層の推進を図るためにがん向き合う月間を設けることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額を平成26年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間において、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正等に伴い、関係条例について引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、旅券法（昭和26年法律第267号）等に基づく事務を協議の調った市町が処理することができるよう必要な改正をするとともに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正等に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

(1) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表28の項の改正規定

平成26年6月12日

(2) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表26の項の改正規定及び附則第4項 平成26年9月1日

(3) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表31の項の改正規定及び附則第5項 平成26年10月1日

◆高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

東日本大震災の教訓に基づく新たな南海トラフ地震の想定を受け、発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の地震及び津波までを視野に入れ、幅を持った対策を実施するという本県の南海トラフ地震対策の方針を踏まえて、県として津波の危険を事前に回避する対策を推進することを追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可等に係る手数料、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく技能検定試験の実技試験に係る手数料並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改定するとともに、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の一部改正等に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

(1) 第1条中高知県手数料徴収条例第19条の表の改正規定 平成26年6月12日

(2) 第1条中高知県手数料徴収条例第24条の2の改正規定 規則で定める日

◆高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県衛生研究所、保健所及び高知県食肉衛生検査所の手数料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

地域医療再生基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、併せて国の承認が得られたことに伴い、一部の事業の実施期間の延長が可能となるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることに伴い、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める割合を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立ふくし交流プラザの利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立精神保健福祉センターにおける診断書及び証明書の交付に係る手数料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立障害者スポーツセンターの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立療育福祉センターにおける文書の交付に係る手数料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

地域自殺対策緊急強化基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、地域自殺対策緊急強化交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等を考慮し、共同生活介護に係る基準を削除するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に係る基準を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、高知県青少年問題協議会の会長及び委員に関する規定の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立県民文化ホールの利用料金並びに入場料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立交通安全こどもセンターの利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、こうち男女共同参画センターの利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

地方消費者行政活性化基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、地方消費者行政活性化交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置期間を14年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、地方独立行政法人について新たに処分義務が課せられる地方公共団体からの出資等に係る不要財産を定める規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

高校生修学支援基金事業の実施に係る国の通知に基づき、基金を解散する前ににおいて、文部科学大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返還することができることとするよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立人権啓発センターの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県工業技術センターの使用料及び手数料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立紙産業技術センターの使用料及び手数料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

緊急雇用創出事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置目的を改正するとともに、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立足摺海洋館の日額の入場料に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の廃止に伴い、高知県農業改良資金助成事業特別会計の設置の目的について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）が一部改正され、牛のヨーネ病の検査方法に新たな術式が追加されたことを考慮し、当該検査に係る手数料について必要な改正をするとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、家畜保健衛生所の機器使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、家畜の人工授精及び受精卵移植に係る手数料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立森林技術センターの使用料及び手数料並びに高知県立森林研修センターの利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立産業構造改善支援センターの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立甫喜ヶ峰森林公園の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

1 条例改正の目的

森林整備加速化・林業再生事業の使途厳格化についての国からの通知に基づき、基金を解散する前において、農林水産大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返還することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立牧野植物園の利用料金並びに入園料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

田ノ浦漁港が第一種漁港から第二種漁港にされたことに伴い、当該漁港に設置されている荷さばき地の使用料について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

1 条例改正の目的

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）の施行により河川法（昭和39年法律第167号）が一部改正され、流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水等を利用する発電を目的として河川の流水を占用しようとする場合においては河川管理者の登録を受けることとされたことに伴い、当該登録に係る流水占用料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立室戸体育館の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立池公園の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立海岸緑地公園の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正により公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止され、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金の支給対象とされることに伴い、県立高等学校の授業料及び受講料の徴収に係る規定について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく県教育委員会の権限に属する事務のうち、奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付の事務を大月町が処理することとしていたものを廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年センターの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立塩見記念青少年プラザの使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年の家の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立高知青少年の家の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年体育館の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立県民体育館の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立武道館の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第56号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県自動車運転免許試験場の使用料の額に引上げ後

の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をするとともに、近年の使用状況において必要性が薄れている自動車の種類による使用料の区分を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成25年高知県条例第25号）は、廃止する。

高知県調理師法関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県調理師法関係手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「政令」という。）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（調理師免許手数料）

第2条 法第3条第1項の規定に基づき調理師の免許を受けようとする者は、1件につき5,600円の調理師免許手数料を県に納付しなければならない。

（調理師試験手数料）

第3条 法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験を受けようとする者は、1件につき6,100円の調理師試験手数料を県に納付しなければならない。

- 調理師試験手数料は、これを納付した者が調理師試験を受けなかった場合においても、還付しない。
- 調理師試験手数料は、調理師試験に係る申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（指定試験機関）

第4条 法第3条の2第2項の規定に基づき知事が調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を受けようとする者は、前条第1項の調理師試験手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された調理師試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

（調理師免許証書換え交付手数料）

第5条 政令第13条第1項の規定に基づき調理師免許証の書換え交付を受けようとする者は、1件につき3,200円の調理師免許証書換え交付手数料を県に納付しなければならない。

（調理師免許証再交付手数料）

第6条 政令第14条第1項の規定に基づき調理師免許証の再交付を受けようとする者は、1件につき3,600円の調理師免許証再交付手数料を県に納付しなければならない。

（手数料の不還付）

第7条 既に納付された第2条、第5条及び前条の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第8条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第2条、第5条又は第6条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の納付の時期）

第9条 第2条、第5条及び第6条の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（高知県手数料徴収条例の一部改正）
- 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

高知県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

高知県農業構造改革支援基金条例

（設置）

第1条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を進めるため、高知県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 新規就農者を確保し、及び育成し、並びに先進技術を習得する優れた農業者及び指導者を育成する施設として、高知県立農業担い手育成センター（以下「センター」という。）を高岡郡四万十町に設置する。

(研修部門)

第2条 センターに、新規就農を希望する者に対して研修教育を行うため、短期、中期及び長期の研修部門（以下「研修部門」という。）を置く。

(研修部門の定員等)

第3条 センターの研修部門の定員、研修内容等は、規則で定める。

(研修料の納付)

第4条 センターの研修部門で研修を受けようとする者は、1日当たり480円以内で規則で定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該規則で定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の研修料を県に納付しなければならない。

(研修料の減免)

第5条 知事は、特に必要があると認めるときは、研修料の全部又は一部を免除することができる。

(研修料の還付)

第6条 既に納付された研修料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用する者の責務)

第7条 センターを利用する者は、センター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに知事及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第8条 センターを利用する者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和58年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「貢献することのできる」を「貢献することができる」に改め、同条第2項中「の長期の」を「が行う」に改め、同条第3項を削る。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（定員及び修業期間）」に改め、同条中「の養成部門」を削り、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「の養成部門」を削り、「入校手数料を」を「入校手数料を県に」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「の養成部門」を削り、「入校料を」を「入校料を県に」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「の養成部門」を削り、「授業料を」を「授業料を県に」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「の養成部門」を削り、「受講料を」を「受講料を県に」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条（見出しを含む。）中「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「その全部又は一部を還付することができる」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とする。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表78の項中「及び研修料」を削り、「第7条又は第9条」を「第5条」に改め、同表中

85 高知県立弓道場の使用料	高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第14条第1項
----------------	---------------------------------------------

を

85 高知県立弓道場の使用料	高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例
----------------	----------------------

	(平成24年高知県条例第55号) 第14条第1項
86 高知県立農業担い手育成センターの研修料	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例（平成26年高知県条例第4号）第4条

に改める。

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「39人」を「37人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
高知市選挙区	高知市	15人
室戸市・東洋町選挙区	室戸市 安芸郡のうち東洋町	1人
安芸市・芸西村選挙区	安芸市 安芸郡のうち芸西村	1人
南国市選挙区	南国市	2人
土佐市選挙区	土佐市	1人
須崎市選挙区	須崎市	1人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	宿毛市 幡多郡のうち大月町 三原村	2人
土佐清水市選挙区	土佐清水市	1人
四万十市選挙区	四万十市	2人

香南市選挙区	香南市	2人
香美市選挙区	香美市	1人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	安芸郡のうち奈半利町 田野川村 馬路村選挙区 安田町 北川村 馬路村	1人
長岡郡・土佐郡選挙区	長岡郡 土佐郡	1人
吾川郡選挙区	吾川郡	2人
高岡郡選挙区	高岡郡	3人
黒潮町選挙区	幡多郡のうち黒潮町	1人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例

高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「踏まえ」を「踏まえ、県の責務、市町村の役割並びに県民、医療機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに」に改める。

第11条第1項中「第2条」を「第7条」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（財政上の措置）

第18条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条中「及び関係機関」を「、関係機関等」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（がん教育の推進）

第16条 県は、教育機関、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を深め、がんの予防及び早期発見に関する正しい知識を持つことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第9条の見出しを「（高知県がんと向き合う月間）」に改め、同条中「講ずる」を「講ずるとともに、がん対策の一層の推進を図るため、高知県がんと向き合う月間を設ける」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 前項の高知県がんと向き合う月間は、10月とし、県は、その期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第8条中「第5条第1項」を「第10条第1項及び前条第2項」に改め、「提供される」を削り、同条を第14条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条に次の3項を加える。

2 県は、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等の小児がん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、セカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含む相談体制の充実その他のがん患者及びその家族を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、がん患者の就労実態を把握するとともに、がん^に罹患しても安心して働き、暮らすことができるよう職場でのがんに関する正しい知識の普及及び支援体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（小児がん対策の推進）

第11条 県は、医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5条を第10条とし、第4条を第9条とし、第3条を第8条とする。

第2条中「以下」を「がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進基本計画をいう。以下」に、「第11条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第7条とし、第1条の次に次の5条を加える。

（県の責務）

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、県民、がん患者の団体、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、第7条の高知県がん対策推進計画に基づき、本県の特性に応じた施策を講ずるものとする。

（市町村の役割）

第3条 市町村は、県、医療機関その他の関係団体、関係機関等と連携して、それぞれの地域の特性に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を理解し、がんの予防に努めるとともに、がんを早期に発見することができるよう積極的ながん検診の受診に努めるものとする。

（医療機関等の責務）

第5条 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、がんの予防及び早期発見に資するよう、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するものとする。

2 医療機関その他の関係団体及び関係機関は、適切ながん医療の提供に努めるとともに、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、及び早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進するものとする。

2 事業者は、従業員及びその家族が、がん^に罹患しても、働きながら治療、療養及び看護をすることができる環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

25 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第1に掲げる給料月額から、知事にあつては当該給料月額の100分の20、副知事にあつては当該給料月額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

26 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に改める。

（高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第3条 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。
（高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。
（高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ) a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。
（高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。
第62条第9項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。
（高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号ア(イ) a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例

（高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項ソ及びタ中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同表5の項子中「及び」を「又は」に改め、同表5の項テ中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素又は陽電

子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同表17の項ウ中「安芸市」を削り、同表17の項オ中「宿毛市」を「安芸市、宿毛市」に改め、同表25の項を次のように改める。

25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
ア 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
イ 法第5条第2項の規定に基づくアの届出に係る計画についての勧告	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
ウ 法第5条第4項ただし書の規定によるアの届出に係る認定の通知	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
エ 法第7条第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査に係る指定検査機関からの報告の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
オ 法第7条の2の規定に基づく浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言、勧告又は命令	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
カ 法第10条の2の規定による報告書の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
キ 法第11条第2項において準用する法第7条第2項の規定による浄化槽の定期検査に係る指定検査機関からの報告の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
ク 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
ケ 法第12条の規定に基づく浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
コ 法第12条の2の規定に基づく浄化槽の定期検査についての指導及び助言、勧告又は命令	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
サ 法第53条第1項の規定に基づく同項第1号、第4号又は第5号に掲げる者からの報告徴収	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
シ 法第53条第1項の規定に基づく同項第3号に掲げる者からの報告徴収	安芸市、宿毛市、 本山町、津野町
ス 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第1号、第4号又は第5号に掲げる者に対する立入検査等	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
セ 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第3号に掲げる者に対する立入検査等	安芸市、宿毛市、 本山町、津野町

第2条の表26の項中「安芸市」を「安芸市、南国市」に改め、同表27の項ア中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同表27の項イ中「第24条」を「第23条」に改め、同表27の項オ、キ、ク、コ、タ及びナ中「及び」を「又は」に改め、同表28の項ア(エ)及び(オ)中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同表中

31 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による届出の受理 イ 法第5条第1項の規定に基づく申出の受理 ウ 法第6条第1項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定並びにアの届出及びイの申出をした者に対する通知 エ 法第6条第3項の規定によるアの届出及びイの申出をした者に対する通知	東洋町、黒潮町
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

を「

31 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による届出の受理 イ 法第5条第1項の規定に基づく申出の受理 ウ 法第6条第1項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びアの届出又はイの申出をした者に対する通知 エ 法第6条第3項の規定によるアの届出又はイの申出をした者に対する通知	東洋町、黒潮町
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

32 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務。ただし、規則で定める場合におけるものを除く。 ア 法第3条第1項（同条第4項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の発給の申請の受理 イ 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認の要否の認定 ウ 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定 エ 法第3条第3項（省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく申請者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提出の要求 オ 法第8条第1項（同条第3項に規定する場合を含む。）	東洋町、津野町
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

- む。）（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付
- カ 法第10条第1項に規定する場合におけるアからオまで及びケからタまでに掲げる事務
- キ 法第11条に規定する場合における一般旅券の返納の受理並びにアからオまで及びケからタまでに掲げる事務
- ク 法第12条第1項（同条第3項において準用する法第3条第4項に規定する場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
- ケ 省令第1条第5項ただし書の規定により提出される戸籍謄本又は戸籍抄本の受理
- コ 省令第1条第6項の規定による申請者の身分上の事実を明らかにするための書類の提示又は提出の要求
- サ 省令第2条第4項の規定による申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出の要求及び当該申請者が人違いでないこと等の調査
- シ 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請者が出頭しないで一般旅券を申請する場合における申請書類等の提出を委任する申出の受理
- ス 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づくシの場合において出頭した者が申請者が指定した者であることを確認するための省令第2条第1項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求
- セ 省令第7条第5項（渡航先の追加の場合を除く。）（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請者が指定して出頭した者の住所等を確認するための書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求
- ソ 省令第11条第2項第3号の規定による申請者が署名することが困難である者であることの認定
- タ 省令第11条第3項第4号の規定による申請者に代わり記名することが適当である者であることの認定
- チ 法第17条第1項（同条第2項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- ツ 法第17条第3項（省令第15条第3項において準用する省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく届出者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提出の要求
- テ 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理
- ト 法第19条第6項の規定に基づく返納を受けた一般旅券の還付
- ナ アからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事

務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

に改める。

(高知県立自然公園条例の一部改正)

第2条 高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項の表2の項中「、安芸市」を削り、同条第2項の表2の項中「宿毛市」を「安芸市、宿毛市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表28の項の改正規定 平成26年6月12日

(2) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表26の項の改正規定及び附則第4項 平成26年9月1日

(3) 第1条中高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表31の項の改正規定及び附則第5項 平成26年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際第1条(高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表17の項の改正規定に限る。)の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表17の項の左欄に掲げる事務に係る自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては安芸市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、安芸市長がした処分その他の行為又は安芸市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際第1条(高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表25の項の改正規定に限る。)の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表25の項の左欄に掲げる事務に係る浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表25の項の右欄に掲げる市町(本山町及び津野町に限る。)の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

4 この条例(附則第1項第2号に掲げる規定に限る。)の施行の際第1条(高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表26の項の改正規定に限る。)の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表26の項の左欄に掲げる事務に係る火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成26年9月1日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては南国市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の規定の適用については、南国市長がした処分その他の行為又は南国市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 この条例(附則第1項第3号に掲げる規定に限る。)の施行の際第1条(高知県の事

務処理の特例に関する条例第2条の表31の項の改正規定に限る。)の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表32の項の左欄に掲げる事務に係る旅券法(昭和26年法律第267号)、旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)若しくは同法の施行のための規則(以下この項において「旅券法等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成26年10月1日前に旅券法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表32の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における旅券法等の規定の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際第2条の規定による改正後の高知県立自然公園条例第45条第2項の表の左欄に掲げる事務(同表2の項(10)に掲げる事務を除く。)に係る同条例若しくは高知県立自然公園条例施行規則(昭和35年高知県規則第32号)(以下この項において「条例等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては安芸市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の規定の適用については、安芸市長がした処分その他の行為又は安芸市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

目次中「災害時要援護者」を「要配慮者」に、「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

前文中

「南海地震は、歴史的にみてもおおむね100年ないし150年の間隔で発生しており、過去から繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。

高知県をふるさとする物理学者・文学者の寺田寅彦が残した「天災は忘れられた頃来る」という警句にあるように、昭和南海地震から60年余りが経過し、次第に震災の記憶が薄れ、人々の生活様式が様変わりしていくなかで、今また宿命の南海地震が発生する可能性が高まりつつあります。

高知県では、南海地震が発生すると、大きな揺れが1分を超えて続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強ないし震度6強、一部の地域では震度7になると想定されています。また、南海地震の発生から、3分ないし30分程度で、すべての沿岸域に津波が押し寄せ、その高さはおよそ6メートルないし8メートル、ところによっては10メートルを超えると想定されています。こうした地震の揺れ、津波等によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。

を

「高知県では、過去から繰り返し南海トラフ地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきました。昭和南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきています。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害がもたらされ、多くの生命が失われました。この東日本大震災の教訓に基づく新たな南海トラフ地震の想定では、発生頻度は極めて低いものの、最大クラスの地震が発生すると、高知県では、体を感じる揺れが3分を超えて続く地域があるとともに、震度7になる地域も想定されています。さらに、地震の発生から、早い地域では3分程度で、海岸線に1メートルの高さの津波が押し寄せ、その最大の高さは、ほとんどの海岸線で10メートルを超えると想定されています。こうした地震の揺れや津波等によって、県内全域はもちろぬ、東海から九州に至る広い範囲が同時に甚大な被害を受けるため、県外からの早期の支援が期待することができないおそれがあります。

また、発生頻度の高い一定程度の規模の地震や津波によっても、県内全域が大きな被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。」

に、「南海地震は、その発生」を「南海トラフ地震は、その発生」に、「少なくする」を「小さくする」に、「県、市町村等は、」を「県、市町村等が」に、「災害から、」を「県民自身が、災害から」に、「、自分たちの」を「自分たちの」に、「防災の」を「東日本大震災で改めて気付かされた防災の」に、「重要になってきます」を「重要です」に、

「ここに、私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。」

を

「また、県民、事業者等は、想定される地震や津波の規模が大きいからといたずらに怖がることなく、また、発生頻度が極めて低いからと油断することもなく、正しく恐れ、備えることが求められます。

県、市町村及び防災関係機関は、組織及び機能の全てを挙げ、最大クラスの地震や津波から何よりも尊い生命を守るという決意で対策に取り組むとともに、発生頻度の高い一定程度の規模の地震や津波も視野に入れ、あらゆる地震や津波に対応することができる幅を持たせた応急及び復旧・復興期への対策に取り組んでいきます。

ここに、私たちは、力を合わせて南海トラフ地震への備えを早急に進め、南海トラフ地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。」

に改める。

第1条中「南海地震による」を「南海トラフ地震による」に、「南海地震の」を「南海トラフ地震の」に、「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第1号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に、「紀伊半島」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島」に、「から土佐湾」を「及び土佐湾を経て日向灘沖」に、「及び」を「並びに」に、「大規模な」を「発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。

第2条第10号中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改める。

第3条中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改め、同条第1号中「南海地

震」を「南海トラフ地震」に、「さまざまな」を「様々な」に改め、同条第2号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第3号中「さまざまな」を「様々な」に、「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第5号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第4条及び第5条中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第6条第1項中「すべて」を「全て」に、「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改め、同条第2項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第3項中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第9条第1項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第3項中「避難所等として南海地震」を「避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいいます。以下同じ。）等として南海トラフ地震」に改める。

第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第3項並びに第13条中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第14条第3項及び第15条第1項中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改める。

第16条第1項中「さまざまな」を「様々な」に改める。

第17条第1項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第2項第2号中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改める。

第18条の見出し中「津波からの緊急避難場所」を「津波避難場所」に改め、同条第1項中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に、「推進します」を「推進するとともに、津波からの避難に資するための既存の避難方法以外の方法の検討に取り組みます」に改め、同条第2項及び第3項中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(津波の危険を事前に回避する対策の推進)

第18条の2 県は、市町村と連携して、津波から自らの力で避難することができない要配慮者が利用する施設について、津波の危険を事前に回避するために安全な場所へ移転する対策を推進します。

2 県は、市町村と連携して、津波により特に甚大な被害が生ずるおそれがある地域の公共施設、住居等について、津波の危険を事前に回避するために計画的に安全な場所へ移転する対策の推進に努めます。

第19条第1項中「県は」を「県は、市町村及び国と連携して」に、「津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のこと」を「次に掲げる事項」に改め、同項第1号中「水門等」を「水門、排水機場等」に改める。

第20条の見出し中「防止」を「防止等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 県は、市町村と連携して、火災の延焼を防ぐために必要な対策の推進及び火災からの避難場所の確保に努めます。

第22条第1項第1号中「がけ崩れ、地すべり」を「崖崩れ、地滑り」に、「河道閉そく部」を「河道閉塞部」に改め、同項第2号中「河道閉そく」を「河道閉塞」に改め、同項第3号中「がけ」を「崖」に、「わき水」を「湧水」に改める。

第23条中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第25条第1項、第3項及び第4項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条に次の2項を加える。

5 県は、市町村、自主防災組織等と連携して、避難所での集団生活について、女性等への必要な配慮がなされるよう努めます。

6 県は、市町村等と連携して、被災者の避難について、県内の市町村又は県外へ広域に避難することができる体制を確立するように努めます。

第26条第1項及び第3項並びに第27条第1項及び第4項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第28条第1項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に、「こころのケア」を「心のケア」に改め、同条第2項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第29条、第30条並びに第31条第1項及び第3項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第33条中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第7号中「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民は、前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、津波による浸水、道路の寸断等の長期化に伴う孤立等それぞれの地域で想定される状況に対応したものにするように努めなければいけません。

第34条第1項中「、南海地震」を「、南海トラフ地震」に改め、同項第9号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、津波による浸水、道路の寸断等の長期化に伴う孤立等それぞれの地域で想定される状況に対応したものにするように努めなければいけません。

第35条第2項中「南海地震が」を「南海トラフ地震が」に改め、同項第2号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に、「緊急避難場所」を「津波避難場所」に改め、同項第3号中「さまざまな」を「様々な」に改め、同項第6号中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同項第8号中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第36条第1項中「南海地震対策への」を「南海トラフ地震対策への」に、「高知県南海地震対策推進週間」を「高知県南海トラフ地震対策推進週間」に改め、同条第2項中「及び第34条第1項」を「並びに第34条第1項及び第2項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

第9章第2節の節名中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

第37条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第1項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に、「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第2項中「災害時要援護者を地域で」を「要配慮者を地域で」に、「災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等（以下「災害時要援護者支援」といいます。）の方法をあらかじめ定めるとともに、南海地震」を「南海トラフ地震」に、「迅速に災害時要援護者支援」を「、要配慮者の安全を守るとともに、被災後の生活支援」に改め、同条第3項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に、「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 支援者は、市町村と連携して、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。）の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等の方法をあらかじめ定めるように努めるものとします。

4 県は、前2項の規定に基づく支援者の取組が円滑に行われるように支援を行います。

第38条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第1項中「、災害時要援護者支援」を「、南海トラフ地震が発生したときは、要配慮者の安全を守るとともに、被災後の生活支援」に、「災害時要援護者との」を「要配慮者との」に、「必要とな

る災害時要援護者支援」を「市町村と連携した必要となる要配慮者への支援」に改め、同条第2項中「災害時要援護者又は」を「要配慮者又は」に、「災害時要援護者の」を「要配慮者の」に、「災害時要援護者支援」を「要配慮者への支援」に改め、同条第3項中「災害時要援護者支援」を「要配慮者への支援」に、「災害時要援護者に」を「要配慮者に」に改める。

第39条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条中「災害時要援護者」を「要配慮者」に、「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第40条第1項及び第41条第2項中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第10章の章名中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第43条第1項中「南海地震対策を」を「南海トラフ地震対策を」に、「高知県南海地震対策行動計画」を「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に改め、同条第2項第1号及び第4号中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第44条の見出し中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改め、同条第1項及び第2項中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（高知県県有建築物南海地震対策基金条例の一部改正）

2 高知県県有建築物南海地震対策基金条例（平成19年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第1条中「南海地震（高知県南海地震）」を「南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震）」に、「南海地震を」を「南海トラフ地震を」に、「模様替」を「模様替え」に、「高知県県有建築物南海地震対策基金」を「高知県県有建築物南海トラフ地震対策基金」に改める。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

（高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「南海地震（高知県南海地震）」を「南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震）」に、「南海地震を」を「南海トラフ地震を」に改める。

（1）高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第5号）第10条第1項

（2）高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）第10条第1項

（3）高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第7号）第10条第1項

（4）高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）第112条第1項

（5）高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）第107条第1項

（6）高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第10号）第34条第1項

（7）高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第11号）第33条第1項

（8）高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備

- 及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）第42条第1項
- (9) 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号）第40条第1項
- (10) 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）第51条第1項
- (11) 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）第9条第1項
- (12) 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第18号）第6条第1項
- (13) 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第19号）第7条第1項
- (14) 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第20号）第8条第1項
- (15) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）第8条第1項
- (16) 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第22号）第10条第1項
- (17) 高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）別表の8の(1)（高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

4 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「次条から第20条まで」を「次章及び第3章」に改める。

第7条第1項中「南海地震（高知県南海地震）」を「南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震）」に、「南海地震を」を「南海トラフ地震を」に改める。

第10条第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。



高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「〔法〕」を「〔法〕という。）」及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下この条において「省令」）に改め、同条の表2の項中「法第20条の3第1項」を「省令第18条第1項」に、「登録に関する証明書」を「登録証明書」に改め、同表3の項中「法第20条の3第1項」を「省令第19条第1項」に、「登録に関する証明書」を「登録証明書」に改める。

第18条の表1の項及び2の項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改め、同表3の項中「こうし」を「子牛」に、「山羊」を「やぎ」に改める。

第19条の表2の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表30の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同表31の項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

第24条の2の見出し中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条の表1の項中「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表2の項中「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

第42条の表3の項中「2,800円」を「2,900円」に改める。

第53条の表1の項中「第31条の2第2項第11号ハ若しくは第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表2の項中「第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表3の項中「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項又は第38条の5第9項」に改め、同表4の項中「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」に改め、同表5の項中「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改め、同表6の項中「又は第39条の7第10項」を削り、同表7の項中「又は第39条の7第12項」を削る。

第54条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

（高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正）

第2条 高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に関し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（計算単位）

第1条の2 手数料の額は、1件につき、それぞれ次条、第3条第1項、第5条及び第6条第1項に定める額とする。

第2条の表1の項中「91,000円」を「92,000円」に、「82万円」を「83万円」に、「99万円」を「101万円」に、「110万円」を「112万円」に、「140万円」を「142万円」に、「164万円」を「166万円」に、「385万円」を「388万円」に、「509万円」を「510万円」に改め、同表5の項中「95万円」を「99万円」に、「165万円」を「172万円」に、「318万円」を「332万円」に、「389万円」を「406万円」に、「445万円」を「465万円」に改め、同表11の項中「41万円」を「43万円」に、「92万円」を「96万円」に、「116万円」を「121万円」に、「283万円」を「295万円」に、「347万円」を「362万円」に、「400万円」を「417万円」に改める。

第3条第3項中「申請書」を「危険物取扱者試験に係る申請書」に改める。

第4条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に、「前条第1項に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第6条第3項中「申請書」を「消防設備士試験に係る申請書」に改める。

第7条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に、「前条第1項に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第11条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改める。

（高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部改正）

第3条 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び職業能力開発促進法施行令」を「、職業能力開発促進法施行令」に、「に規定する」を「及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。第6条において「省令」という。）に規定する」に、「について」を「に関し」に改める。

第2条中「受けようとする者は、」を「受けようとする者は、1件につき」に改める。

第3条第1項中「にあつては」を「にあつては1件につき」に改める。

第4条第1項中「政令」を「法第46条第2項及び政令」に、「16,500円」を「1件につき17,900円」に、「3,100円」を「1件につき3,100円」に改め、同条第3項中「申請書」を「技能検定試験に係る申請書」に改める。

第5条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に、「前条第1項に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第6条中「第3条第2号」を「第3条第2号及び省令第69条第1項」に、「受けようとする者は、」を「受けようとする者は、1件につき」に改める。

第9条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改め、同条中「手数料」を「第2条、第3条第1項及び第6条の手数料」に改める。

第10条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

（高知県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部改正）

第4条 高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（平成17年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び児童福祉法施行令」を「、児童福祉法施行令」に、「に規定する」を「及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。次条第1項ただし書において「省令」という。）に規定する」に、「について」を「に関し」に改める。

第2条第1項中「受けようとする者は、」を「受けようとする者は、1件につき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を受けようとする者は、1件につき2,400円を県に納付しなければならない。

第2条第2項中「場合においても」を「場合又は保育士試験の全部の免除が受けられなかった場合においても」に改め、同条第3項中「申請書」を「保育士試験に係る申請書」に改める。

第3条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする者（保育士試験の全部の免除を受けようとする者を含む。）」に改める。

第4条から第6条までの規定中「受けようとする者は、」を「受けようとする者は、1件につき」に改める。

第8条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改める。

（高知県警察手数料徴収条例の一部改正）

第5条 高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条の表4の項中「19,000円」を「2万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中高知県手数料徴収条例第19条の表の改正規定 平成26年6月12日

（2）第1条中高知県手数料徴収条例第24条の2の改正規定 規則で定める日（経過措置）

2 この条例の施行後において第1条（高知県手数料徴収条例第19条の表及び第24条の2の改正規定を除く。）の規定による改正前の高知県手数料徴収条例、第2条の規定による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例、第3条の規定による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例又は第5条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鑑定（次条）」を「鑑定（同条）」に、「徴収について」を「徴収に関し」に改める。

第2条中「掲げる額」を「定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第3条中「必要と」を「必要があると」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第4条中「について」を「に関し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

項目	種別	金額
1 生物学的試験 検査料		診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）の別表第1医科診療報酬点数表により算定した額に0.8を乗じて得た額以内で知事が定める額
2 食品試験検査 料	ビタミンA、人工甘味料、酸化防止剤、重金属、残留農薬、汚染物質等の定量分析試験	1件につき41,240円
	その他の食品試験検査	1件につき12,230円以内で知事が定める額
3 水質検査料	アルキル水銀、PCB、農薬等の水質検査	1件につき41,240円
	その他の水質検査	1件につき12,230円以内で知事が定める額
4 獣疫に関する 試験料		1の項から3の項までに規定する額に準じて知事が定める額
5 環境衛生試験 料	環境の汚染物質及び有害物質の試験	1件につき52,600円
	その他の試験	1件又は1成分につき2,590円以内で知事が定める額
6 薬品、化粧品 等の試験料		1件又は1成分につき10,520円以内で知事が定める額
7 鉱泉の試験料	鉱泉小分析試験	1件につき10,460円
	鉱泉分析試験	1件につき52,600円
8 家庭用品の試 験料	有機水銀化合物、有機錫 ^{有機} 化合物、有機塩素化合物、有機リン化合物等の試験	1件につき21,040円
	その他の試験	1件又は1成分につき8,410円以内で知事が定める額

9 その他の試験 料又は検査料		実費を基準として知事が定める額
--------------------	--	-----------------

附 則
(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県衛生試験等手数料等徴収条例の規定により納付すべき手数料等については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第13号**

**高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項の見出しを「（残額の処理）」に改め、同項中「は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。」を「の廃止の際に」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万分の9」を「10万分の44」に改める。

第5条及び第15条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第15号**

**高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同項第3号中「1月3日まで」を「1月3日までの日」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改め、同条第2項中「利用時間」を「同項本文に規定する利用時間」に改める。

第8条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第11条中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を利用するときは、前項の利用料金の額に1時間につき200円（プラザの多目的ホール以外の許可施設にあっては、1時間につき100円）を加算するものとする。

第14条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に、「使用料」を「、使用料」に改め、同条第2項中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」を「」とあるのは、「使用料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を利用するときは、1時間につき200円（プラザの多目的ホール以外の許可施設にあっては、1時間につき100円）を加算するものとする。

第17条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第18条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第19条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第21条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第23条中「施設」を「プラザの施設」に改める。

第24条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条、第14条関係）

| 区分       | 計算単位 | 計算単位当たりの上限額               |        |        |                       |        |        |
|----------|------|---------------------------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|
|          |      | 土曜日及び日曜日以外の日の午前9時から午後9時まで |        |        | 土曜日及び日曜日の午前9時から午後9時まで |        |        |
|          |      | 営利目的                      | 社会福祉事業 | その他    | 営利目的                  | 社会福祉事業 | その他    |
| 多目的ホール   | 1時間  | 13,030円                   | 3,260円 | 6,520円 | 16,290円               | 4,080円 | 8,150円 |
| スポーツ室    | 1時間  | 4,000円                    | 1,000円 | 2,000円 | 5,010円                | 1,260円 | 2,510円 |
| 介護研修室    | 1時間  | 3,390円                    | 850円   | 1,700円 | 4,250円                | 1,070円 | 2,130円 |
| 高齢者能力開発室 | 1時間  | 2,000円                    | 510円   | 1,000円 | 2,500円                | 630円   | 1,250円 |
| 調理実習室    | 1時間  | 2,800円                    | 710円   | 1,400円 | 3,510円                | 880円   | 1,760円 |
| 研修室A     | 1時間  | 4,000円                    | 1,000円 | 2,000円 | 5,010円                | 1,260円 | 2,510円 |
| 研修室B     | 1時間  | 800円                      | 200円   | 400円   | 1,010円                | 260円   | 510円   |
| 研修室C     | 1時間  | 580円                      | 150円   | 290円   | 730円                  | 190円   | 370円   |
| 研修室D     | 1時間  | 1,390円                    | 360円   | 700円   | 1,740円                | 440円   | 870円   |
| 多目的和室    | 1時間  | 1,220円                    | 310円   | 610円   | 1,530円                | 390円   | 770円   |

備考 1 この表において、「営利目的」とは利用者が営利を目的として許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が許可施設を利用する場合（社会福祉に関する事業（規則で定めるものに限る。）を行うために許可施設を利用する場合を除く。）を、「社会福祉事業」とは利用者が社会福祉に関する事業その他公益的な事業を主たる事業として営む法人その他の団体（法人にあっては県内に主たる事務所を有するものに、法人以外の団体にあっては県内に居住する者を主たる構成員とするものに限る。）であって、当該利用者が社会福祉に関する事業（規則で定めるものに限る。）を行うために許可施設を利用する場合を、「その他」とは営利目的及び社会福祉事業以外で許可施設を利用する場合をい

う。

- 2 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後9時まで」には、午前9時から午後9時までの間以外の時間に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 4 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第16号****高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「これを」を「休所日」に改める。

第3条の見出しを「（手数料の納付）」に改め、同条中「680円以内で知事が定める額」を「1件につき650円以内で規則で定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該規則で定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第4条中「前条の」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第17号****高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同項第3号中「1月4日まで」を「1月4日までの日」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第8条中「額」を「計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条

例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第16条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第18条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事」を「県」に改める。

第19条中「施設」を「スポーツセンターの施設」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

| 区分      |         | 計算単位    | 計算単位当たりの使用料      |                  |      |
|---------|---------|---------|------------------|------------------|------|
|         |         |         | 午前9時から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後9時まで |      |
| 研修室     | 18歳未満者等 | 1時間     | 400円             | 600円             |      |
|         | その他の者   | 1時間     | 490円             | 700円             |      |
| 卓球室     | 18歳未満者等 | 1台1時間   | 100円             | 150円             |      |
|         | その他の者   | 1台1時間   | 150円             | 200円             |      |
| 盲人卓球室   | 18歳未満者等 | 1台1時間   | 100円             | 150円             |      |
|         | その他の者   | 1台1時間   | 150円             | 200円             |      |
| プレイルーム  | 18歳未満者等 | 1人1時間   | 40円              | 50円              |      |
|         | その他の者   | 1人1時間   | 80円              | 100円             |      |
| アーチェリー場 | 18歳未満者等 | 1人1時間   | 50円              | 100円             |      |
|         | その他の者   | 1人1時間   | 100円             | 150円             |      |
| テニスコート  | 1面利用    | 18歳未満者等 | 1時間              | 200円             | 290円 |
|         |         | その他の者   | 1時間              | 400円             | 600円 |
|         | 壁打ちのみ   | 18歳未満者等 | 1人1時間            | 50円              | 100円 |

|         |      |         |                   |                   |        |        |
|---------|------|---------|-------------------|-------------------|--------|--------|
| グラウンド   | 専用利用 | その他の者   | 1人1時間             | 100円              | 150円   |        |
|         |      | 18歳未満者等 | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 200円              | —      |        |
|         | 個人利用 | その他の者   | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 400円              | —      |        |
|         |      | 18歳未満者等 | 1人1時間             | 50円               | —      |        |
| 直走路     | 専用利用 | その他の者   | 1人1時間             | 100円              | —      |        |
|         |      | 18歳未満者等 | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 200円              | —      |        |
|         | 個人利用 | その他の者   | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 400円              | —      |        |
|         |      | 18歳未満者等 | 1人1時間             | 50円               | —      |        |
| 体育館アリーナ | 専用利用 | 全面      | その他の者             | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 530円   | 620円   |
|         |      |         | 18歳未満者等           | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 1,050円 | 1,240円 |
|         |      | 半面      | その他の者             | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 270円   | 320円   |
|         | 個人利用 | 全面      | その他の者             | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 530円   | 620円   |
|         |      |         | 18歳未満者等           | 1人1時間             | 60円    | 70円    |
|         |      | 半面      | その他の者             | 1人1時間             | 110円   | 130円   |



|               |    |      |        |        |
|---------------|----|------|--------|--------|
| 体育館アリーナの冷暖房設備 | 全面 | 1 時間 | 1,050円 | 1,050円 |
|               | 片面 | 1 時間 | 530円   | 530円   |

- 備考 1 この表において、「18歳未満者等」とは18歳未満の者又は高等学校の生徒その他これに準ずる者（これらの者が全体の半数以上である団体を含む。）を、「その他の者」とは18歳未満者等以外の者をいう。
- 2 「午後5時から午後9時まで」には、第3条に規定する休所日又は午前9時から午後9時まで以外の時間に利用施設を利用する場合を含むものとする。
- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表に規定する」を「別表の左欄に掲げる」に、「同表に掲げる額」を「それぞれ同表の右欄に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該同表の右欄に定める額に加えて得た額（当該額に5円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは当該端数を10円に切り上げた額）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

文書の種類	金額
診断書	1通につき2,100円
死亡診断書	1通につき3,400円
恩給、年金等に関する診断書	1通につき5,100円
自動車損害賠償責任保険に関する診断書	
自動車損害賠償責任保険以外の各種保険に関する診断書	
死体検案書	1通につき6,700円
病歴書	1通につき2,600円
診療録写し	
自動車損害賠償責任保険に関する診療報酬請求明細書	1通につき4,400円
その他の証明書	1通につき1,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第19号

## 高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

第3条各号中「第22条の4第1項」を「第21条第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第21号

## 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7節 共同生活介護

第1款 基本方針（第127条）

第2款 人員に関する基準（第128条・第129条）

第3款 設備に関する基準（第130条）

第4款 運営に関する基準（第131条―第145条）」

を

「第7節 削除

に、

「第4款 運営に関する基準（第203条―第205条）」

を

「第4款 運営に関する基準（第202条の2―第205条）

第5款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針（第205条の2・第205条の3）

第2目 人員に関する基準（第205条の4・第205条の5）

第3目 設備に関する基準（第205条の6）

第4目 運営に関する基準（第205条の7―第205条の12）」

に、

「第15節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第208条・第209条）」

を

「第15節 削除

に改める。

第3条第5号中「、第104条」を削り、「第85条」を「第85条、第104条」に改め、「第128条、第129条（第201条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「第206条及び第208条」を「第201条（第205条の5において読み替えて準用する場合を含む。）、第205条の4及び第206条」に改め、同条第6号中「第130条第5項（居室に係る部分に限る。）（第202条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項第2号（第202条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに」を削り、「附則第6項」を「第202条第6項（居室に係る部分に限る。）、第8項第2号及び第9項第3号（これらの規定を第205条の6において準用する場合を含む。）並びに附則第6項」に改め、同条第7号中「及び第13条（これらの規定を）」を「（第46条、第81条、第98条、第113条、第126条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条及び第205条において読み替えて準用する場合を含む。）、第13条（」に改め、「、第145条」を削り、「及び第205条」を「、第205条及び第205条の12」に改め、「、第137条第3項」を削り、「並びに第203条第2項」を「、第203条第3項（第205条の12において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第205条の7」に改め、同条第8号中「第130条第4項及び第6項」を「第202条第4項、第5項、第7項及び第9項第1号」に、「第202条において読み替えて」を「第205条の6において」に改め、「並びに第209条」を削る。

第5条第1項中「第7節」を「第8節」に改める。

第6条第2項中「であって常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改める。

第27条第1号中「次条第1項の」を「次条第1項に規定する」に改める。

第28条第1項中「居宅介護計画」を「居宅介護計画（以下この条において「居宅介護計

画」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第50条第2項中「準用する第28条第1項の」を「読み替えて準用する第28条第1項に規定する」に改める。

第56条第2項中「市町村に対して」を「市町村に」に改める。

第74条第1項「南海地震（高知県南海地震）」を「南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震）」に、「南海地震を」を「南海トラフ地震を」に、「第143条第1項（第205条）」を「第204条の4第1項（第205条の12）」に改める。

第83条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第103条第1項第2号中「第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第200条第1項」を「、第200条第1項」に、「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は第205条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第127条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第199条」を「、第199条」に、「指定共同生活援助（」を「指定共同生活援助又は第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に、「をいう。以下この条」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第205条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この条」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所、第205条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「、第127条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助、第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

第104条中「第8条」を「第54条」に、「指定居宅介護事業者」を「指定療養介護事業者」に、「指定居宅介護事業所」を「指定療養介護事業所」に改める。

第112条第2号中「第128条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は第205条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第113条中「第97条中」を「第97条中「運営規程」とあるのは「第111条に規定する運営規程」と、」に改める。

第117条第1項中「及び第200条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第122条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第126条中「読み替える」を「、第37条中「運営規程」とあるのは「第125条に規定する運営規程」と読み替える」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 削除

**第127条から第145条まで 削除**

第161条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

**第161条の2** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第163条中「、第24条」、「、第134条」及び「、「指定共同生活介護事業者」とあり」を削り、「「指定生活介護を」とあり、及び「指定共同生活介護を」を「及び「指定生活介護を」」に改め、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、「指定居宅介護及び」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）及び」と及び「、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。））」と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）及び」とを削る。

第176条中「、第24条」を削り、「第134条、第150条及び第151条」を「第150条、第151条及び第161条の2」に、「「指定共同生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」を「「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）事業者」」に改め、「、「指定共同生活介護を」とあり、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と及び「、第134条第1項中「、支給決定障害者」とあるのは「、支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第144条第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。））」と、「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と

と、同条第2項中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」とを削り、「読み替える」を「、第161条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項」とあるのは「省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第1項」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項」とあるのは「省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「指定就労移行支援」と、「当該指定自立訓練（生活訓練）及び」とあるのは「当該指定就労移行支援及び」と読み替える」に改める。

第198条中「第97条中」を「第97条中「運営規程」とあるのは「第196条に規定する運営規程」と、」に改める。

第199条中「相談」を「相談、入浴、排せつ及び食事の介護」に改める。

第200条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第200条第3項中「第1項第1号」を「第1項第1号及び第2号」に改める。

第201条及び第202条を次のように改める。

（管理者）

**第201条** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（設備の基準）

**第202条** 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットの居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
- (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
- (1) 入居定員を1人とすること。
- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 第2章第13節第4款中第203条の前に次の5条を加える。
- (入退居)
- 第202条の2** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (入退居の記録の記載等)
- 第202条の3** 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。
- (利用者負担額等の受領)
- 第202条の4** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給

決定障害者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において読み替えて準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において読み替えて準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。
- (指定共同生活援助の取扱方針)
- 第202条の5** 指定共同生活援助事業者は、第205条において読み替えて準用する第62条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合は、共同生活援助計画に基づき、その者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (サービス管理責任者の責務)
- 第202条の6** サービス管理責任者は、第205条において読み替えて準用する第62条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連

絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第203条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「家事等」を「介護又は家事等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第203条の次に次の2条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第203条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

**第203条の3** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

第204条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第204条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第204条の次に次の4条を加える。

（支援体制の確保）

**第204条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第204条の3** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに

居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第204条の4** 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載しなければならない。

（協力医療機関等）

**第204条の5** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第205条中「、第131条から第136条まで、第138条、第139条及び第141条から第144条まで」を「及び第161条の2」に、「「指定共同生活介護事業者」」を「「指定自立訓練（生活訓練）事業者」」に、「「指定生活介護の」とあり、及び「指定共同生活介護の」」を「及び「指定生活介護の」」に、「「指定生活介護を」とあり、及び「指定共同生活介護を」」を「及び「指定生活介護を」」に、「「指定共同生活介護事業所」」を「「指定生活介護事業所」」に、「「指定療養介護に」とあり、及び「指定共同生活介護に」」を「及び「指定療養介護に」」に改め、「とあり、及び「共同生活介護計画」」を削り、「「第205条において読み替えて準用する第139条」」を「「第203条の3」」に、「「第205条において読み替えて準用する第133条第1項から第3項まで」」を「「第202条の4第1項から第3項まで」」に、「「第205条において読み替えて準用する第133条第2項」」を「「第202条の4第2項」」に、「第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」と、第97条中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所」」を「第97条中「運営規程」とあるのは「第203条の3に規定する運営規程」」に、「第205条において読み替えて準用する第144条第1項」を「第204条の5第1項」に、「第131条第1項中「指定共同生活介護は」とあるのは「指定共同生活援助は」と、第134条中「指定共同生活介護及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、第135条第1項及び第136条中「第145条」とあるのは「第205条」と、同条第3号及び第138条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」」を「第161条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「指定共同生活援助」と、「当該指定自立訓練（生活訓練）及び」とあるのは「当該指定共同生活援助及び」

に改める。

第2章第13節第4款の次に次の1款を加える。

**第5款** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

**第1目** 趣旨及び基本方針

(趣旨)

**第205条の2** 前各款の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条の12において読み替えて準用する第62条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第205条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

**第205条の3** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第2目** 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第205条の4** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が30以下 1以上
  - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数を当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項各号に掲げる外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第205条の5** 第201条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「指定共同生活援助事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助（第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。次項において同じ。）の事業を行う者」と、「指定共同生活援助事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所（以下この条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに」と、同項ただし書中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」と、同条第2項中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」と、「指定共同生活援助を」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助を」と読み替えるものとする。

**第3目** 設備に関する基準

(準用)

**第205条の6** 第202条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「指定共同生活援助」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助（第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。）」と、同条第2項中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第205条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）」と読み替えるものとする。

**第4目** 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第205条の7** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第205条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（受託居宅介護サービスの提供）

**第205条の8** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

**第205条の9** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(受託居宅介護サービス事業者への委託)

**第205条の10** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、当該契約を受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法により、指定居宅介護の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。  
(勤務体制の確保等)

**第205条の11** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(準用)

**第205条の12** 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95条、第97条、第161条の2、第202条の2から第202条の6まで、第203条、第203条の2及び第204条の2から第204条の5までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第13条、第38条第1項及び第203条第3項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、

「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（生活訓練）事業者」とあり、及び「指定共同生活援助事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」と、「指定居宅介護」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定共同生活援助の」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定共同生活援助を」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助を」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定共同生活援助に」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助に」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」と、「療養介護計画」とあり、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第13条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助（第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助の」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、共同生活援助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第202条の4第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第202条の4第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）」と、第62条第1項中「指定療養介護に」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助に」と、同条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第205条の12」と、第93条中「指定生活介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助を」と、同条第1号中「指定生活介護」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助の」と、第97条中「運営規程」とあるのは「第205条の9に規定する運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条の12において読み替えて準用する第204条の5第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第161条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助及び」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、「当該指定自立訓練（生活訓練）及び」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び」と、第202条の2第1項中「指定共同生活援助は」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助は」と、第202条の5第1項及び第202条の6中「第205条」とあるのは「第205条の12」と、第203条第3項中「指定共



同生活援助事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」と、「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所（第205条の7第1項に規定する受託居宅介護サービス事業所をいう。）の従業者」と読み替えるものとする。  
第2章第15節を次のように改める。

#### 第15節 削除

#### 第208条及び第209条 削除

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め、附則第6項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業」に、「第130条第6項及び第7項（これらの規定を第202条において読み替えて）を「第202条第7項及び第8項（これらの規定を第205条の6において）」に改め、附則第7項及び第8項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「第137条第3項」を「第203条第3項」に改め、附則第9項中「第128条第1項第2号イからエまで」を「第200条第1項第2号イからエまで」に改め、附則第10項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業」に、「第130条（第202条）を「第202条（第205条の6）」に、「第130条第6項」を「第202条第7項」に、「同条第7項第2号」を「同条第8項第2号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第127条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第208条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、この条例による改正後の高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第199条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- この条例の施行の際現に旧条例第199条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）については、新条例第205条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。
- この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所については、新条例第205条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第205条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第22号

#### 高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

高知県青少年問題協議会条例（昭和28年高知県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「地方青少年問題協議会法」を「この条例は、地方青少年問題協議会法」に、「高知県青少年問題協議会」を「高知県青少年問題協議会」に、「置く」を「設置するとともに、同法第6条の規定により協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「の委員（以下「委員」という。）は関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから知事が委嘱又は任命し、」を「は、会長及び委員」に改める。

第8条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「の施行について、必要な事項は知事」を「に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「知事の定める機関」を「高知県地域福祉部」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「協議会に」を削り、「専門委員をおく」を「協議会に専門委員を置く」に改め、同条第2項中「、及び学識経験者のうちから知事が任命する」を「及び当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の見出し中「の職務」を削り、同条第1項中「互選により」を「互選によって」に改め、同条第2項中「事故があるときは」を「事故があるとき又は会長が欠けたときは、」に改め、同条を第6条とする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「任期」を「任期等」に改め、同条中「2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間」を「、2年」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 委員は、再任されることができる。

第2条の次に次の2条を加える。

（会長）

第3条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（委員）

第4条 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が委嘱する。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県立県民文化ホール」を「、高知県立県民文化ホール」に改める。

第2条中「健全かつ明朗に」を「、健全かつ明朗に」に改める。

第3条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第5条第2項中「利用時間」を「同項本文に規定する利用時間」に改める。

第6条第1項中「次項第4号において」を「以下」に、「同項及び第8条」を「次項並びに第8条及び第15条」に改める。

第8条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第9条中「が大ホール又は」を「がホールの大ホール若しくは」に、「において大ホール又は」を「において当該大ホール若しくは」に改める。

第11条第1項中「上限額」を「上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第14条第1項中「できない場合にあつては」を「できない場合は」に改め、同条第3項中「上限額」を「上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び1の(3)の表備考1」を「同表の1の(1)の表備考4及び同表の1の(2)の表備考1」に、「の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」を「」とあるのは、「使用料」に改める。

第15条の見出し中「ホールを」を削り、同条中「知事又は」を「指定管理者及び」に改める。

第18条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第19条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第20条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第22条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はそ

の賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第24条中「施設」を「ホールの施設」に改める。

第25条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第26条中「の施行について」を「に定めるもののほか、ホールの管理に関し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第14条関係）
1 大ホール等に係る利用料金の上限額
（1）基本利用料金

区分		利用料金の上限額				
		午前	午後	夜間	全日	
大 ホ ー ル	平日	入場料を徴収しない場合	38,920円	51,540円	69,430円	159,880円
		500円以下の入場料を徴収する場合	48,350円	63,730円	85,720円	197,790円
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	60,440円	80,220円	108,810円	249,470円
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	72,540円	96,700円	130,780円	300,000円
		3,000円以下の入場料を徴収する場合	84,620円	112,100円	151,670円	348,390円
		4,000円以下の入場料を徴収する場合	96,700円	128,580円	173,640円	398,910円
		5,000円以下の入場料を徴収する場合	108,810円	143,970円	195,630円	448,400円
		5,000円を超える入場料を徴収する場合	120,890円	160,460円	217,610円	498,960円
土・ 日・ 休日		入場料を徴収しない場合	46,280円	62,060円	84,160円	192,490円
		500円以下の入場料を徴収する場合	58,240円	76,930円	104,400円	239,570円
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	72,540円	96,700円	130,780円	300,000円
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	87,920円	116,500円	157,150円	361,560円
		3,000円以下の入場	101,110円	135,180円	182,440円	418,720円

		料を徴収する場合					
		4,000円以下の入場料を徴収する場合	116,500円	154,960円	208,820円	480,270円	
		5,000円以下の入場料を徴収する場合	130,780円	173,640円	235,200円	539,610円	
		5,000円を超える入場料を徴収する場合	145,070円	193,420円	261,570円	600,050円	
小 ホ ー ル	平日	入場料を徴収しない場合	10,300円	13,670円	18,510円	42,470円	
		500円以下の入場料を徴収する場合	13,610円	18,130円	24,500円	56,230円	
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	19,120円	25,490円	34,390円	78,990円	
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	24,950円	33,180円	44,820円	102,940円	
		3,000円以下の入場料を徴収する場合	30,540円	40,770円	55,050円	126,350円	
	土・ 日・ 休日		4,000円以下の入場料を徴収する場合	36,370円	48,460円	65,370円	150,190円
			5,000円以下の入場料を徴収する場合	42,070円	56,050円	75,700円	173,810円
			5,000円を超える入場料を徴収する場合	47,800円	63,730円	86,030円	197,560円
			入場料を徴収しない場合	12,300円	16,410円	22,190円	50,890円
			500円以下の入場料を徴収する場合	16,360円	21,760円	29,340円	67,440円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	22,960円	30,540円	41,200円	94,690円		
	2,000円以下の入場	29,880円	39,780円	53,730円	123,380円		

	料を徴収する場合				
	3,000円以下の入場料を徴収する場合	36,700円	48,900円	66,050円	151,640円
	4,000円以下の入場料を徴収する場合	43,630円	58,130円	78,460円	180,210円
	5,000円以下の入場料を徴収する場合	50,560円	67,250円	90,660円	208,460円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	57,470円	76,370円	103,080円	236,910円
	リハーサル室	2,850円	3,840円	5,160円	11,840円
	第1楽屋	310円	430円	540円	1,270円
	第2楽屋	310円	430円	540円	1,270円
	第3楽屋	310円	430円	540円	1,270円
	第4楽屋	860円	1,100円	1,420円	3,380円
	第5楽屋	1,960円	2,630円	3,500円	8,080円
	第6楽屋	970円	1,420円	1,860円	4,240円
	第7楽屋	1,640円	2,290円	3,070円	6,990円
	第8楽屋	430円	540円	640円	1,600円
	第9楽屋	430円	540円	640円	1,600円
	第10楽屋	2,200円	2,850円	3,840円	8,890円
	第1多目的室	1,440円	1,850円	2,410円	5,260円
	第2多目的室	1,440円	1,850円	2,410円	5,260円
	第3多目的室	1,800円	2,310円	3,020円	6,580円
	第4多目的室	1,590円	2,050円	2,670円	5,820円
	第5多目的室	6,950円	8,920円	11,650円	25,380円

第6多目的室	7,460円	9,590円	12,510円	27,260円
第7多目的室	2,580円	3,310円	4,320円	9,400円
第8多目的室	2,580円	3,310円	4,320円	9,400円
第9多目的室	2,210円	2,840円	3,710円	8,080円
第10多目的室	1,800円	2,310円	3,020円	6,580円
第11多目的室	3,440円	4,420円	5,790円	12,590円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後6時から午後10時までの間を、「全日」とは午前9時から午後10時までの間をいう。
- 2 この表において、「土・日・休日」とは土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは土・日・休日以外の日をいう。
- 3 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称にかかわらず、大ホール又は小ホールを利用して行う催物1回について利用者が大ホール又は小ホールに入場する者1人から徴収する対価（この表に規定するそれぞれの区分を適用する場合の額については、消費税法の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を含まない額とする。）をいい、入場料について2以上の区分がある場合は、そのうちの最高額のものをいう。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 5 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用施設を利用する場合の利用料金の上限額は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の上限額の合計額とする。
- 6 利用者が入場料を徴収しないで営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的として大ホール又は小ホールを利用する場合の利用料金の上限額は、この表に規定するそれぞれの区分の2,000円以下の入場料を徴収する場合の利用料金の上限額とする。
- 7 利用者が大ホールの1階のみを利用する場合は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の上限額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の上限額とする。
- 8 利用者が商品の販売、宣伝等の営業行為のために多目的室を単独で（当該利用者が大ホール又は小ホールの利用と併せて多目的室を利用するとき以外の場合をいう。）利用する場合は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の上限額の2倍に相当する額を利用料金の上限額とする。

(2) 時間外利用料金

時間外の利用時間1時間につき、(1)の表の当該利用の区分に係る全日の場合の利用料金の上限額に0.12を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の上限額とする。

- 備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に舞台装置等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 (1)の表の備考6から備考8までの規定は、この表における全日の場合の利用料金の上限額について準用する。

(3) 大ホール又は小ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合

(1)の表の当該利用の区分に係る基本利用料金の額と(2)の表の当該利用の区分に係る時間外利用料金の額との合計額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の上限額とする。

2 附属設備に係る利用料金の上限額

規則で定める額

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あわせて」を「併せて」に、「体得させるために」を「体得させるため」に改める。

第2条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「において」を「においては」に、「実施する」を「実施するものとする」に改める。

第4条中「の施設等」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第3号中「場所へ」を「場所に」に、「とめおかない」を「止め置かない」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「知事が」を「知事が別に」に改める。

第8条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第9条中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。

第10条中「を利用する者」を「の利用者」に改める。

第11条中「上限額」を「上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第14条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に、「を利用する者」を「の利用者」に改め、同条第2項中「上限額」を「上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第15条中「施設等」を「交通安全こどもセンターの施設等」に改める。

第17条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第18条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第19条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第21条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第23条中「施設等」を「交通安全こどもセンターの施設等」に改める。

第24条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第14条関係）

区分		単位	利用料金の上限額
ゴーカート	1人乗り	1台	知事が指定するコース1回につき100円
	2人乗り	1台	知事が指定するコース1回につき150円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同項第3号中「1月3日まで」を「1月3日までの日」に改める。

第7条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第10条中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。））」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第13条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。））」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「同表の1の表備考及び2の表備考1」を「同表の1の表備考及び2の表備考」に改める。

第14条中「施設」を「センターの施設」に改める。

第15条第4号中「及び設備」を「、設備等」に改める。

第16条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第18条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第20条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第22条中「施設」を「センターの施設」に改める。

第23条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第13条関係）

1 許可施設（2の附属設備を除く。）に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1時間につき）	
	土曜日及び日曜日以外の日 （第4条第1項各号に掲げる 日を除く。）の午前9時から 午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時 から午後5時まで
創作実習室	860円	1,050円
大会議室	4,100円	5,150円
研修室1	390円	480円
研修室2	390円	480円
研修室3	390円	480円
調理実習室	1,150円	1,430円
和室1	480円	580円
和室2	580円	770円
視聴覚室	860円	1,050円
レクリエーション室	1,150円	1,430円

備考 1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規定する休館日又は第5条第1項に規定する利用時間以外の時間（月曜日の午後5時から午後9時までを除く。）に許可施設を利用する場合を含むものとする。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 附属設備に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1月につき）
グループロッカー	100円

備考 利用料金の計算において、附属設備の利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、1月として計算する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第26号****高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**

高知県消費者行政活性化基金条例（平成21年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成40年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号**高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例**

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条第1項」を「第6条第4項及び第44条第1項」に改める。

第9条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第6条第4項の規定による公立大学法人に係る重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第28号****高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例**

高知県高校生修学支援基金条例（平成21年高知県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、こ

の限りでない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号**高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「と認識を深めて」を「及び認識を深め、」に、「高知県立人権啓発センター」を「、高知県立人権啓発センター」に改める。

第3条ただし書中「必要であると」を「必要があると」に、「これを」を「休館日」に改める。

第4条第1項ただし書中「（以下「ホール」という。）」を削り、同条第2項中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「ホール」を「センターのホール」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条第1項中「ホール」を「センターのホール」に、「掲げる額」を「掲げる額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該各号に掲げる額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改め、同項第1号中「17,380円」を「16,560円」に改め、同項第2号中「利用以外の利用及び」を「時間以外の時間の利用及び第3条に規定する」に、「4,130円」を「3,940円」に改め、同条第2項中「において、」を「において、利用者が」に、「同項の額に規則で定める額を加算した額を使用料の額」を「規則で定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該規則で定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算するもの」に改める。

第10条中「施設」を「センターの施設」に改める。

第11条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第12条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第13条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第14条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第18条中「施設」を「センターの施設」に改める。
 第19条中「個人情報を」を「、個人情報を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表58の項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。



高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第3条第3項中「企業化支援研究室」を「センターの企業化支援研究室」に改め、同条第6項中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第5条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条第1項中「研究室」を「企業化支援研究室」に、「額の使用料を」を「計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）を県に」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「研究室の利用者の負担」を「当該研究室の利用者の負担」に改め、同項第3号中「研究室」を「当該研究室」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「その月の研究室」を「当該研究室のその月」に、「研究室の使用料は、日割計算による」を「使用料は、日割計算によるものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 センターの機械器具、研修室又は企業化支援研究室の利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するとき、通常以上に電力を消費し、若しくは水道を利用するとき又は附属設備を使用するとき、前項の使用料の額に規則で定める額を加算するものとする。

第6条の見出しを「（手数料の納付）」に改め、同条中「額の手数料を」を「計算単位当たりの手数料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの手数料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端

数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の手数料（当該依頼しようとする者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）を県に」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 センターが依頼を受けた分析、試験等が特殊な技術、材料等を要するものであるときは、前項の手数料の額に原価計算を基礎として知事が定める額を加算することができるものとする。

第12条の見出しを「（損害賠償義務）」に改め、同条中「利用者」を「センターを利用する者」に、「施設」を「施設、設備」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
計測機器	1台	1時間につき16,920円以内で規則で定める額	
分析機器	1台	1時間につき8,750円以内で規則で定める額	
加工機器	1台	1時間につき5,700円以内で規則で定める額	
研修室	利用面積1平方メートル	半日につき57円又は1日につき114円	
企業 化支 援研 究室	床面積29平方メートルの部屋	1室	1月につき21,100円
	床面積42平方メートルの部屋	1室	1月につき27,100円
	床面積84平方メートルの部屋	1室	1月につき46,400円

- 備考 1 この表において、「半日」とは午前（午前8時30分から午後1時までの時間をいう。以下同じ。）又は午後（午後1時から午後5時15分までの時間をいう。以下同じ。）に利用する場合を、「1日」とは午前及び午後を利用する場合をいう。
- 2 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 使用料の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析	1試料	指定成分1成分につき3,310円（特殊機器によるものにあつては、6,400円）以内で規則で定める額
定量分析	1試料	指定成分1成分につき6,220円（特殊機器によるものにあつては、58,990円）以内で規則で定める額
物理化学試験	1試料	1項目につき6,780円以内で規則で定める額
機械金属材料試験	1試料	1項目につき15,990円以内で規則で定める額
窯業材料試験	1試料	1項目につき20,150円以内で規則で定める額
木竹材料試験	1件又は1試料1項目	92,010円以内で規則で定める額
前処理手数料	1試料	8,350円以内で規則で定める額
設計及び製図	1件	40,190円以内で規則で定める額
意匠作成	1件	25,080円以内で規則で定める額
委託加工	1件	原価計算を基礎として知事が定める額
委託研究	1件	原価計算を基礎として知事が定める額
英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写	1通	2,480円以内で規則で定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号**高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「以下この条において」を「以下」に改める。

第5条中「第3条第1項の許可を受け、」を削り、「又は研修室若しくは会議室を使用しようとする者」を「、研修室又は会議室の利用者」に、「額の使用料」を「計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 センターの機械器具、研修室又は会議室の利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するとき、通常以上に電力を消費し、若しくは水道を利用するとき又は附属設備を使用するときは、前項の使用料の額に規則で定める額を加算するものとする。

第6条中「額の手数料」を「計算単位当たりの手数料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの手数料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の手数料（当該依頼しようとする者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 センターが依頼を受けた分析、試験等が特殊な技術、材料等を要するものであるときは、前項の手数料の額に原価計算を基礎として知事が定める額を加算することができるものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(損害賠償義務)

第9条 センターを利用する者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備、機械器具等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
原料処理機器	1台	1時間につき2,930円以内で規則で定める額
試験機器	1台	1時間につき2,910円以内で規則で定める額
抄紙加工機	1台	1時間につき6,390円以内で規則で定める額
分析機器	1台	1時間につき6,620円以内で規則で定める額
研修室及び会議室	利用面積1平方メートル	半日につき50円又は1日につき100円

- 備考 1 この表において、「半日」とは午前（午前8時30分から午後1時までの時間をいう。以下同じ。）又は午後（午後1時から午後5時15分までの時間をいう。以下同じ。）に利用する場合を、「1日」とは午前及び午後を利用する場合をいう。
- 2 使用料の計算において、利用時間が1時間未満のときは当該利用時間を1時間とし、利用時間が1時間を超える場合で当該利用時間に30分未満の端数の時間があるときは当該端数を切り捨てて、30分以上1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間に切り上げて計算する。
- 3 使用料の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析		指定成分1成分につき2,910円以内で規則で定める額
定量分析		指定成分1成分につき5,960円（特殊機器によるものにあつては、指定成分1成分又は1件につき26,610円）以内で規則で定める額
物理化学試験	1件又は1試料	4,930円以内で規則で定める額
原料処理試験	1件	19,950円以内で規則で定める額
製造試験	1時間	26,700円以内で規則で定める額
加工試験	1時間	13,100円以内で規則で定める額
設計図料	1件	1枚につき17,380円以内で規則で定める額
成績書の謄本及び証明書	1通	540円以内で規則で定める額
製品の作成及び加工	1件	原価計算を基礎として知事が定める額
上記以外の分析、試験等	1件	上記の額に準じて知事が定める額

- 備考 手数料の計算において、利用時間が1時間未満のときは当該利用時間を1時間とし、利用時間が1時間を超える場合で当該利用時間に30分未満の端数の時間があるときは当該端数を切り捨てて、30分以上1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間に切り上げて計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第32号****高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに求職中」を「、求職中」に、「支援」を「支援並びに若者、女性等の雇用機会の創出及び賃金の上昇等の在職者の処遇改善」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号**高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第3条中「認めた場合のほか」を「認めた場合を除き」に改める。

第4条第1項中「以下」を「第7条において」に、「別表に規定する」を「、別表の1の表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表の1の表に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は同表の2の表に定める」に改め、同条第2項中「別表に規定する」を「同項の規定による」に改め、同条第3項中「、旅行業者」を「、旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。以下この項において同じ。）」に、「別表に規定する」を「第1項の規定による」に改める。

第5条中「認めた場合においては」を「認めたときは」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第7条の見出しを「（損害賠償義務）」に改める。

第8条中「の施行について」を「に定めるもののほか、海洋館の管理に関し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 入場料の日額

区分	入場料（1人1日につき）	
	個人	20人以上の団体
児童・生徒	340円	270円
18歳以上の者（生徒を除く。）	670円	540円

2 入場料の年額

区分	入場料（1人1年につき）	
	個人	
児童・生徒	500円	
18歳以上の者（生徒を除く。）	1,000円	

- 備考 1 この表において、「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 2の表に規定する額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を含むものとする。

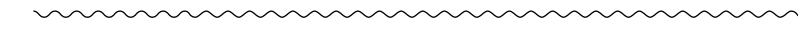
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき入場料については、なお従前の例による。



高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

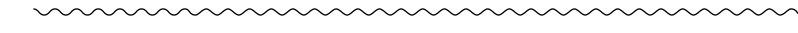
高知県条例第34号

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「額」を「額（同表の1の機器使用料にあつては、同表の1に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該同表の1に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。
別表第3の1の項を次のように改める。

1 家畜伝染病予防法第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ア 牛に係るもの（スクリーニング法又はリアルタイムPCR法によるヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症検査を除く。） イ 牛に係るもの（スクリーニング法によ	家畜検査手数料	1件につき150円 1件につき650円
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	----------------------------

るヨーネ病検査に限る。）	
ウ 牛に係るもの（リアルタイムPCR法によるヨーネ病検査に限る。）	1件につき1,530円
エ めん羊又は豚に係るもの	1件につき150円
オ 馬に係るもの	1件につき1,200円
カ 鶏又はあひるに係るもの	1件につき10円
キ 蜜蜂に係るもの	1蜂群1件につき30円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県家畜保健衛生所条例の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第36号**

**高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県家畜人工授精等手数料徴収条例（昭和44年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「又は」に、「次に掲げる額」を「次の各号に掲げる額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該各号に掲げる額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改め、同条第1号中「2,200円」を「2,100円」に改め、同条第2号中「8,000円」を「7,620円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「高知県立森林研修センターの」を削り、同項第1号中「に規定する休日（以下）」を「第3条に規定する休日（以下この項において）」に改め、同項第3号中「1月3日まで」を「1月3日までの日」に改める。

第6条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「次項第4号及び第8条において」を「第16条を除き、以下」に改め、同条第3項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第7条第1項第1号中「利用者」を「機械器具の利用者」に、「知事の」を「知事が」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「利用者」を「機械器具の利用者」に改め、同条第3項中「「知事」」を「「知事は」」に、「と」、「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と、前項中「「は」」を「「は」と、「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と、同項第1号中「機械器具」とあるのは「許可施設」と、「知事」とあるのは「指定管理者若しくはその命を受けた者（許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事）」と、同項第2号中「機械器具」とあるのは「許可施設」と、同項第3号中「機械器具」とあるのは「許可施設」と、「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「機械器具」とあるのは「許可施設」と、「」に改める。

第8条中「額の使用料（第13条及び第14条において「使用料」という）」を「計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 機械器具の利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するとき、通常以上に電力を消費し、若しくは水道を利用するとき又は附属設備を使用するとき、前項の使用料の額に規則で定める額を加算するものとする。

第9条中「額の手数料」を「計算単位当たりの手数料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの手数料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の手数料（当該依頼しようとする者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 高知県立森林技術センターが依頼を受けた分析、試験等が特殊な技術、材料等を要するものであるときは、前項の手数料の額に原価計算を基礎として知事が定める額を加算することができるものとする。

第12条中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第13条第1項中「使用料」を「使用料（第15条に規定する許可施設の使用料を含む。次

条第1項において同じ。)に改める。

第15条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表の1の表備考及び2の表備考1」を「同表の1の表備考及び2の表備考2」に、「の計算単位」とあるのは「使用料の計算単位」と、「利用料金については」とあるのは「使用料については」と、「利用料金には」とあるのは「使用料には」を「とあるのは、「使用料」に改め、同条第3項を削る。

第16条中「施設」を「森林総合センターの施設」に改める。

第17条第1項第3号及び第2項第3号中「及び設備」を「、設備等」に改める。

第18条中「、知事が別に定めるところにより」を削り、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第19条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第20条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第22条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第24条中「施設」を「研修館及び情報交流館の施設」に改める。

第25条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	機械器具又は施設
高知県立森林技術センター	計測機器 分析機器 加工機器
研修館	研修室A 研修室B 宿泊室（洋室） 宿泊室（和室）
情報交流館	研修室 木工室 企画展示室 シアター

別表第2（第8条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
計測機器	1台	1時間につき2,980円以内で規則で定める額
分析機器	1台	1時間につき4,950円以内で規則で定める額
加工機器	1台	1時間につき2,580円以内で規則で定める額

備考 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

別表第3（第9条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析	1試料	指定成分1成分につき3,340円（特殊機器によるものにあつては、7,290円）以内で規則で定める額
定量分析	1試料	指定成分1成分につき6,660円（特殊機器によるものにあつては、15,730円）以内で規則で定める額
木竹及び関連材料試験	1試料	18,280円以内で規則で定める額
成績報告書の複本、証明書及び文献複写	1通	840円以内で規則で定める額

別表第4（第12条、第15条関係）

1 研修館に係る計算単位当たりの上限額

区分	計算単位	計算単位当たりの上限額	
		第4条第1項に規定する研	第4条第1項に規定する研

		修館の休館日以外の日	修館の休館日
研修室A	1時間	430円	540円
研修室B	1時間	530円	650円
宿泊室（洋室）	1人1泊	2,580円	3,210円
宿泊室（和室）	1人1泊	1,240円	1,550円

- 備考 1 「第4条第1項に規定する研修館の休館日以外の日」には、第4条第1項に規定する研修館の休館日以外の日において第5条第1項に規定する研修館の利用時間以外の時間に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 2 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 宿泊室に係る利用料金については、利用を開始する日（2泊以上連続して利用する場合は、1泊ごとに、利用を開始する日）が該当する欄の額を適用する。
- 4 宿泊室に係る利用料金には、食堂において提供される食事代及び宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代を含まないものとする。
- 2 情報交流館に係る計算単位当たりの上限額

区分	計算単位	計算単位当たりの上限額	
		第4条第1項に規定する情報交流館の休館日以外の日	第4条第1項に規定する情報交流館の休館日
研修室	1時間	290円	360円
木工室	1時間	290円	360円
企画展示室	1時間	290円	360円
シアター	1時間	600円	750円

- 備考 1 「第4条第1項に規定する情報交流館の休館日以外の日」には、第4条第1項に規定する情報交流館の休館日以外の日において第5条第1項に規定する情報交流館の利用時間以外の時間に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 2 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の森林総合センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき高知県立森林技術センターの使用料及び手数料については、なお従前の例による。

高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第6条中「額の使用料」を「計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあっては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するとき、通常以上に電力を消費し、若しくは水道を利用するとき又は附属設備を使用するときは、前項の使用料の額に規則で定める額を加算するものとする。

第9条の見出しを「（損害賠償義務）」に改め、同条中「施設」を「センターの施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
大型構造試験機	1台	1日につき10,890円
環境試験機	1台	1日につき5,630円
I S O音響実験装置	1台	1日につき12,100円
音響計測システム	1台	1日につき9,130円

備考 使用料の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。



高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び当該区域」を「並びに当該区域」に、「別に」を「知事が」に改める。

第4条第3項中「同条第4項の規定により」を「同条第4項の」に、「場所」を「場所でのものであるとき」に改める。

第5条第1項中「、第7条」を「並びに第7条」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

これを更新するときの期間についても、同様とする。

第6条ただし書中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第11号中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第8条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第9条中「指定管理者」を「指定管理者及びその命を受けた者」に改める。

第10条第1項第1号中「利用者が」を「利用者が第5条第1項後段、第7条第1項後段又は」に改める。

第11条中「同項第1号から第3号まで」を「同項第1号から第3号までに掲げる行為」に改める。

第13条中「別表」を「、別表」に、「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第16条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「利用料金の上限額と同額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」に改める。

第17条中「施設」を「森林公園の施設」に改める。

第19条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第20条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「図り」を「図り、県民の」に改める。

第21条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第23条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第25条中「施設」を「森林公園の施設」に改める。

第26条中「個人情報を」を「、個人情報を」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第16条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの上限額
行商等及び興行等	利用面積1平方メートル	1日につき19円

- 備考 1 この表において、「行商等」とは第5条第1項第1号に掲げる行為を、「興行等」とは同項第2号及び第3号に掲げる行為（当該行為に付随して飲食物その他の物品を販売する行為を含む。）をいう。
- 2 利用料金の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第40号****高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例**

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号**高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第3条中「翌年1月1日」を「翌年の1月1日」に、「これを」を「休園日を」に改める。

第8条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第13条第1項中「及び」を「に定める基準額、」に、「並びに」を「及び」に、「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、同項ただし書中「1人1回当たり」を「1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）」に改める。

第16条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「及び別表第2」を「に定める基準額、別表第2」に、「並びに」を「及び」に、「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満

の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「及び別表第3備考1」を削り、「これらの規定」を「同表備考」に改め、同項ただし書中「1人1回当たり」を「1人1回当たり（20人以上の団体である場合を含む。）」に改める。

第17条第2号中「規定による」を削る。

第18条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に改める。

第21条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第23条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事」を「県」に改める。

第25条中「施設」を「植物園の施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額			
	1人1回につき		1人年額	
	通常の展示		通常の展示	特別の展示
	個人	20人以上の団体		
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	670円	580円		2,670円

別表第2（第13条、第16条関係）

区分	基準額（1時間につき）	
	土曜日、日曜日及び休日以外の日（第3条に規定する休園日を除く。）の午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日及び休日の午前9時から午後5時まで
映像ホール	1,340円	1,720円
アトリエ実習室	480円	580円
体験学習室	390円	480円
和室	390円	480円
企画展示室	1,150円	1,430円
植物画ギャラリー	770円	960円
本館木製デッキ	4,670円	5,810円
展示館木製デッキ	3,240円	4,100円
展示館階段広場	1,810円	2,190円

備考 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

2 「土曜日、日曜日及び休日の午前9時から午後5時まで」には、第3条に規定

する休園日又は午前9時から午後5時まで以外の時間に利用施設を利用する場合を含むものとする。

3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

4 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

別表第3（第13条、第16条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,720円

備考 1 写真の撮影の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。

2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「第34条第1項の規定」に、「について、」を「に関し」に改める。

第2条第1項中「県の」を「県が」に改め、同条第2項中「以下」を「次項において」に、「について」を「に関し」に、「に対して」を「に対し、」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「又は占有者」を「若しくは占有者」に、「漁港委員会」を「漁港管理会（法第27条に規定する漁港管理会をいう。）」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第4条第1項中「有害と」を「有害であると」に、「以下」を「以下この条において」に、「知事の」を「知事が」に改め、同条第3項中「規定による許可の申請があった場合において」を「許可を受けようとする者から申請があった場合は」に改める。

第6条第2項中「につき」を「について」に改める。

第7条中「法第3条各号」を「同条各号」に、「第11条第1項に規定する」を「第11条第1項の」に改める。

第8条の見出し中「許可等」を「許可」に改める。

第11条第3項中「当該許可期間」を「当該許可の期間」に改める。

第12条ただし書中「認めた場合においては」を「認めたときは」に改める。

第13条中「規定に基づく」を「規定による」に改める。

第14条第1項中「第8条第1項の規定による」を「第8条第1項の」に、「第11条第1項の規定による」を「第11条第1項の」に、「規定による占用若しくは」を「占用若しくは」に、「額」を「額」とし、別表第1備考又は別表第2の1の表備考（同表の2の表備考において準用する場合を含む。）の1件の届出又は許可に係る使用料、占用料又は土砂採取料の合計額の端数処理に関する規定は、当該加えて得た額について適用する。」に改める。

第15条第3項中「規定による」を削る。

第16条中「、又は」を「又は」に改める。

第19条第7項中「漁港委員会」を「当該漁港管理会」に改め、同条第13項中「漁港管理会に」を「当該漁港管理会に」に改める。

第27条中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの使用料の額」に改める。

第30条第4号及び第33条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第35条第2項中「知事」を「県」に改める。

第44条中「について」を「に関し」に改める。

別表第1の1の表中

荷さばき地 （上屋付 き）	物品の一時 置場	1区画	日額	—	—	4,000円
---------------------	-------------	-----	----	---	---	--------

き）						
----	--	--	--	--	--	--

を
「

荷さばき地 （上屋付 き）	物品の一時 置場	1区画	日額	—	4,000円	—
---------------------	-------------	-----	----	---	--------	---

」

に改め、同表の3の(1)の表中「第3条第2号に掲げる」を「第3条第2号の」に、「上記の施設」を「法第3条第2号の機能施設」に改め、同表備考1及び備考2中「又は端数」を「又は当該端数」に改め、同表備考5中「1平方メートル」を「1平方メートル、10平方メートル」に、「延長又は」を「当該延長又は当該」に改め、同表備考6中「又は端数」を「又は当該端数」に改め、同表備考7及び備考8中「1件の」を「1件の届出又は」に改め、同表備考9を削る。

別表第2の1の表中「第3条第2号に掲げる」を「第3条第2号の」に、「上記の施設」を「法第3条第2号の機能施設」に改め、同表の1の表備考2中「延長又は」を「当該延長又は当該」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を届け出、又は許可を受ける者の当該届出又は許可に係る使用料等について適用し、同日前に使用を届け出、又は許可を受けた者の当該届出又は許可に係る使用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号

高知県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に関し、河川法施行令（昭和40年政令第14号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条の見出しを「（流水占用料等の徴収）」に改め、同条中「から第25条までの規定による許可」を「、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録」に、「許可を含む」を「ものを含む。第5条において「許可等」という」に、「その額」を「当該額」に、「これを」を「当該端数を」に、「額」を「額」とし、別表第1備考、別表第2備考、別表第3備考又は別表第4備考の1件の許可又は登録に係る流水占用料等の合計額の端数処理に関する規定は、当該加えて得た額について適用する。」に改める。

第3条の見出しを「（延滞金の徴収）」に改め、同条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

第5条中「許可」を「許可等」に、「第3条の」を「第3条の規定により計算した」に改める。

別表第1備考2中「許可」を「許可又は登録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第44号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第244条の2第3項」を「第244条の2第3項の規定」に改め、同条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項ただし書中「これを」を「利用時間を」に改める。

第5条第1項中「その附属設備」を「これらの附属設備」に改める。

第9条第1項第1号中「利用者が」を「利用者が第5条第1項後段又は」に改める。

第12条中「上限額」を「上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者が当該利用に当たり通常以上に電力を消費するときは、前項の利用料金の額に原価計算を基礎として指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める額を加算するものとする。

第15条第1項中「できない場合にあつては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「上限額」を「上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表備考中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」を「同表備考（備考6及び備考7を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用者が当該利用に当たり通常以上に電力を消費するときは、原価計算を基礎として知事が定める額を加算するものとする。

第16条第1項中「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第19条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第20条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第21条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第22条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第24条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事」を「県」に改める。

第26条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条、第15条関係）

1 アリーナ及び会議室に係る利用料金の上限額

区分				利用料金の上限額				
				基本利用料金			夜間利用料金（1時間につき）	
				午前	午後	全日		
アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	18,930円	22,720円	37,870円	6,720円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	106,300円	127,620円	212,700円	37,520円
アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,100円	2,520円	4,200円	740円
				半面	1,050円	1,260円	2,100円	370円
		その他の者	全面	4,200円	5,040円	8,410円	1,480円	
			半面	2,100円	2,520円	4,200円	740円	
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	21,040円	25,240円	42,080円	7,460円
				半面	10,520円	12,620円	21,040円	3,730円
会議室				1時間につき420円				

2 附属設備に係る計算単位当たりの上限額

区分		計算単位	計算単位当たりの上限額
アリーナ	放送設備	1式	1時間につき230円
	照明設備	1スポット	1時間につき430円
会議室	冷暖房設備	1設備	1時間につき100円

シャワー	1人1回	96円
------	------	-----

- 備考
- この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間利用料金」とは午後5時から午後9時までの間にアリーナを利用する場合（午後9時から翌日の午前8時30分までの間にアリーナを利用する場合を含む。）の額をいう。
 - この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者がアリーナに入場する者から徴収する対価を、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。
 - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
 - 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
 - アリーナを時間単位で利用する場合の利用料金の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
 - アリーナを午前から午後へ引き続き利用する場合の利用料金の上限額は、アリーナを時間単位で利用する場合を除き、この表に規定するそれぞれの区分の全日の額とする。
 - 利用者が入場料を徴収しないで営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、営業の宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的としてアリーナを利用する場合の利用料金の上限額は、この表に規定するそれぞれの区分の入場料を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外のものの額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第45号

## 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条第2項中「区域については」を「区域は」に改める。

第2条中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第3条第1項第3号中「、公園」を「公園」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

これを更新するときの期間についても、同様とする。

第4条第1号中「公園」を「施設等」に改め、同条第4号中「立入禁止区域」を「立入禁止区域として指定された場所」に改め、同条第5号中「場所へ」を「場所に」に改め、同条第7号中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第5条第1項中「テニスコート」を「公園のテニスコート（以下「テニスコート」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「及び」を「又は」に改める。

第6条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第7条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第10条中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（第3条第1項各号に掲げる行為の場合にあっては当該額に1円未満の端数があるとき、テニスコートの利用の場合にあっては当該額に10円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額）」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第13条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（第3条第1項各号に掲げる行為の場合にあっては当該額に1円未満の端数があるとき、テニスコートの利用の場合にあっては当該額に10円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額）」に改め、「の計算」を削る。

第14条第1項中「公園を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「公園の施設」に改める。

第16条第3号中「設備」を「設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条中「の規定による」を「に規定する指定管理者の」に改め、同条第1号中「に規

定する」を「に掲げる」に改める。

第18条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第19条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第20条中「に対し」を「に対して」に改める。

第21条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第23条「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第13条関係）

| 区分             |       | 計算単位        | 計算単位当たりの上限額 |
|----------------|-------|-------------|-------------|
| 第3条第1項各号に掲げる行為 |       | 利用面積1平方メートル | 1日につき20円    |
| テニスコートの利用      | 児童・生徒 | 1面          | 1時間につき350円  |
|                | その他の者 | 1面          | 1時間につき500円  |

- 備考 1 この表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。
- 2 利用料金の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
- 4 テニスコートの利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第46号

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条第1項中「ふれあうことのできる」を「触れ合うことができる」に改め、同条第2項中「位置については」を「位置は」に改め、同条第3項中「区域については」を「区域は」に改める。

第3条第1項中「及び第6条」を「並びに第6条及び第16条」に改め、同項第3号中「公園」を「公園」に改め、同項第7号中「の指定する」を「が別に定める」に改め、同条第2項中「のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改める。

第4条第1号中「公園」を「施設等」に改め、同条第5号中「立入禁止区域」を「立入禁止区域として指定された場所」に改め、同条第6号中「場所へ」を「場所に」に改め、同条第8号中「不適当と」を「不適当であると」に改める。

第5条中「損壊」を「施設等の損壊」に、「その利用者」を「公園を利用する者」に改める。

第6条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第7条中「次に」を「、次に」に改め、同条ただし書中「及び」を「又は」に改め、同条第2号イ中「香南市が定める海水浴場開設期間」を「海水浴場の開設期間」に、「午後7時30分まで」を「午後7時30分まで（休憩室にあつては、会議室として使用する場合は、午後5時30分から午後7時30分まで）」に、「午後6時まで」を「午後6時まで（休憩室にあつては、会議室として使用する場合は、午前9時から午後5時まで）」に改める。

第8条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第9条中「いう。）を」を「いう。）を指定管理者に」に改める。

第11条中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（別表第2の興行等及び工作物の場合にあつては当該額に1円未満の端数があるとき、これら以外の場合にあつては当該額に10円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額）」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第14条第1項中「できない場合にあつては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「利用料金の上限額」を「計算単位当たりの上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの上限額に加えて得た額（別表第2の興行等及び工作物の場合にあつては当該額に1円未満の端数があるとき、これら以外の場合にあつては当該額に10円未満の端数があるときは、それぞれ当該端

数を切り捨てた額）」に、「で定める」を「で定めるものとし、別表第2備考及び別表第3備考2の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第15条第1項中「次条」を「次条第1項」に、「この条例の規定による」を「第3条第1項若しくは第6条第1項の」に、「その条件」を「第3条第3項若しくは第6条第3項の規定に基づく許可の条件」に、「の中止、」を「若しくは利用の停止、公園の」に改め、同項第1号中「又は」を「の規定又は」に改め、同項第2号中「この条例の規定に基づき許可に付した」を「第3条第3項又は第6条第3項の規定に基づく許可の」に改め、同項第3号中「この条例の規定による」を「第3条第1項又は第6条第1項の」に改め、同条第2項中「場合において、この条例の規定による許可を受けた者に対し」を「場合は、利用者に対して」に改める。

第16条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第17条第3号中「及び設備」を「設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第18条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第19条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第20条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第22条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第24条中「施設」を「公園の施設」に改める。

第26条中「個人情報」を「個人情報」に改める。

第28条第1項第1号中「により付した」を「に基づく許可の」に改め、同条第2項中「使用料」を「第14条第1項の使用料」に改める。

別表第1中「公園の」を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第11条、第14条関係）

公園の名称	区分	計算単位	計算単位当たりの上限額
高知県立甲浦港 海岸緑地公園	露店等	利用面積1平方メートル	1月につき130円
	興行等	利用面積1平方メートル	1日につき19円
	工作物	利用面積1平方メートル	1日につき19円
	テント	1張り	1日につき770円
高知県立手結港 海岸緑地公園	露店等	利用面積1平方メートル	1月につき790円
	興行等	利用面積1平方メートル	1日につき124円
	工作物	利用面積1平方メートル	1日につき124円
	会議	1室	1時間につき480円

- 備考 1 この表において、「露店等」とは第3条第1項第1号に掲げる行為を、「興行等」とは同項第2号、第3号及び第7号に掲げる行為（当該行為に付随して飲食物その他の物品を販売する行為を含む。）を、「工作物」とは同項第4号に掲げる行為を、「テント」とは同項第6号に掲げる行為を、「会議」とは同項第5号に掲げる行為をいう。
- 2 利用料金の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 計算単位当たりの上限額を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 4 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
- 5 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

別表第3（第6条、第11条、第14条関係）

公園の名称	有料施設	計算単位	計算単位当たりの上限額
高知県立甲浦 港海岸緑地公 園	シャワー	1回	96円
	駐車場	バス1台	1日につき1,430円
		乗用自動車等1台	1日につき770円
高知県立手結 港海岸緑地公 園	シャワー	1回	96円
	ロッカー	1回	190円
	駐車場	バス1台	1日につき1,430円
		乗用自動車等1台2 時間まで	390円
		乗用自動車等1台2 時間を超えるもの	1日につき770円
	バーベキューサイト	1回2時間まで	1,430円
ステージ	全面	1時間につき2,390円	

- 備考
- この表において「バス」とは、乗車定員11人以上の自動車をいう。
 - 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
 - バーベキューサイトの1回の利用時間が2時間を超えるときは、2時間を超える時間（2時間未満の端数があるときは、当該端数を2時間に切り上げる。）を2時間ごとに新たな回として計算する。
 - ステージの利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第47号

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第3条の2第1項中「在学する者は」を「在学する者は、次項に規定する者を除き」に改め、同条を第3条とする。

第3条の3第1項中「法第2条第1項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条」に改め、「のうち、受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない」と認められる特別の事由があると知事が認める者」を削り、同条を第3条の2とする。

第4条第1項第1号中「5月25日」を「6月25日」に改め、同項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 第1学年又は第1年次の者の5月分 6月25日

(3) 7月分 9月25日

(4) 8月分 9月25日

第4条第2項中「別に」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県立高等学校の専攻科の授業料について前項の規定を適用する場合には、同項中「次の各号に」とあるのは「第1号、第5号及び第6号に」と、同項第1号中「6月25日」とあるのは「5月25日」とする。

第5条中「留学、休学、退学若しくは転学する」を「留学し、休学し、退学し、若しくは転学する」に改め、同条ただし書中「前条」を「前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「月の初日」を「月の初日（同条第1項第1号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。））、第2号から第4号まで及び第6号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる月分（前条第1項第6号に掲げる月分にあつては、最終学年又は最終年次の者に係るものに限る。）にあつては、次に掲げる日）」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 前条第1項第1号に掲げる月分 4月1日

(2) 前条第1項第2号に掲げる月分 5月1日

(3) 前条第1項第3号に掲げる月分 7月1日

(4) 前条第1項第4号に掲げる月分 8月1日

(5) 前条第1項第6号に掲げる月分 3月1日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料及び受講料の徴収については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校以外の高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、引き続き在学する者に係る受講料の徴収については、この条例による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例第3条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 4 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表中

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 7 県立高等学校授業料 | 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第3条から第3条の3まで |
| 8 県立高等学校受講料 |                                           |
| 9及び10 削除    |                                           |

を

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 7 県立高等学校の授業料及び受講料 | 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第3条又は第3条の2 |
| 8から10まで 削除        |                                         |

に改める。



高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第48号**

**高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例**

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「すべての」を「全ての」に改める。
- 第10条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。
- 第11条を削り、第12条を第11条とする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第49号**

**高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「青少年の」を「青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の」に改める。

第3条を次のように改める。

（使用料の納付）

**第3条** 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー、トレーニング室又は宿泊施設（宿泊を伴う場合に限る。）を利用するときに限る。

第7条中「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第8条第1項第1号中「教育委員会の」を「教育委員会若しくはその命を受けた者が」に改める。

第10条中「青少年センターの利用」を「その利用」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改める。

第11条の見出しを「（損害賠償義務）」に改め、同条中「利用者」を「青少年センターを利用する者」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

青少年ホール 本館会議室 別館会議室 体育館 屋外体育施設 トレーニング室  
宿泊施設

別表第2（第3条関係）

1 青少年ホール、本館会議室及び別館会議室

| 区分     | 使用料    |        |        |                |
|--------|--------|--------|--------|----------------|
|        | 基本使用料  |        |        | 時間外使用料（1時間につき） |
|        | 午前     | 午後     | 全日     |                |
| 青少年ホール | 2,010円 | 2,880円 | 4,400円 | 670円           |
| 本館会議室  | 490円   | 700円   | 1,090円 | 170円           |
| 別館会議室  | 590円   | 840円   | 1,340円 | 190円           |

2 体育館

(1) 照明設備以外

| 区分                   | 使用料            |          |          |                |         |        |
|----------------------|----------------|----------|----------|----------------|---------|--------|
|                      | 基本使用料          |          |          | 時間外使用料（1時間につき） |         |        |
|                      | 午前             | 午後       | 全日       |                |         |        |
| 大アリーナ<br>入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      | 38,050円  | 56,990円  | 83,810円        | 12,580円 |        |
|                      | アマチュアスポーツ以外のもの | 190,410円 | 285,620円 | 419,050円       | 62,860円 |        |
| 大アリーナ<br>入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 高校生以下の者  | 1,840円   | 2,850円         | 4,190円  | 630円   |
|                      |                | その他の青少年  | 3,690円   | 5,700円         | 8,390円  | 1,260円 |
|                      |                | 青少年以外の者  | 7,550円   | 11,390円        | 16,770円 | 2,520円 |
|                      | アマチュアスポー       | 38,050円  | 56,990円  | 83,810円        | 12,580円 |        |

|                     |                |           |                   |          |          |         |      |
|---------------------|----------------|-----------|-------------------|----------|----------|---------|------|
| 小アリーナ<br>入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 18,380円           | 27,530円  | 40,480円  | 6,080円  |      |
|                     | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 91,970円           | 137,950円 | 202,390円 | 30,370円 |      |
|                     | 入場料を徴収しない場合    | アマチュアスポーツ | 高校生以下の者           | 890円     | 1,380円   | 2,020円  | 310円 |
|                     |                | アマチュアスポーツ | その他の青少年           | 1,790円   | 2,760円   | 4,050円  | 610円 |
| 青少年以外の者             |                |           | 3,640円            | 5,510円   | 8,100円   | 1,220円  |      |
| アマチュアスポーツ以外のもの      |                | 18,380円   | 27,530円           | 40,480円  | 6,080円   |         |      |
| 会議室                 |                |           | 1時間につき310円        |          |          |         |      |
| シャワー                |                |           | 1人1回につき96円        |          |          |         |      |
| 持込み電気機器             |                |           | 原価計算を基礎として知事が定める額 |          |          |         |      |

(2) 照明設備

| 区分    |            | 使用料（1時間につき） |       |       |       |
|-------|------------|-------------|-------|-------|-------|
|       |            | 全面          | 4分の3面 | 2分の1面 | 4分の1面 |
| 大アリーナ | 1,500ルクス照明 | 1,120円      | 830円  | 560円  | 280円  |
|       | 750ルクス照明   | 560円        | 410円  | 280円  | 140円  |
|       | 300ルクス照明   | 220円        | 170円  | 110円  | 50円   |
| 小アリーナ | 1,500ルクス照明 | 610円        | —     | 310円  | —     |
|       | 750ルクス照明   | 310円        | —     | 160円  | —     |
|       | 300ルクス照明   | 120円        | —     | 60円   | —     |

3 屋外体育施設

(1) 照明設備以外

| 区分      | 単位     | 使用料    |        |        |                |      |
|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|------|
|         |        | 基本利用料金 |        |        | 時間外使用料（1時間につき） |      |
|         |        | 午前     | 午後     | 全日     |                |      |
| 球場      | 野球     | 全面     | 1,500円 | 2,150円 | 3,170円         | 490円 |
|         | ソフトボール | 1面     | 1,000円 | 1,430円 | 1,960円         | 330円 |
|         | 控室     | 1室     | 420円   | 600円   | 1,020円         | 160円 |
| 陸上競技場   |        | 全面     | 2,010円 | 2,880円 | 4,400円         | 660円 |
| 補助グラウンド |        | 全面     | 1,000円 | 1,430円 | 1,960円         | 340円 |
| シャワー    |        | 1人1回   |        |        |                | 96円  |

(2) 照明設備

| 区分 | 使用料（1時間につき）         |        |
|----|---------------------|--------|
| 球場 | 内野900ルクス・外野600ルクス照明 | 1,090円 |
|    | 内野600ルクス・外野400ルクス照明 | 740円   |
|    | 内野300ルクス・外野200ルクス照明 | 370円   |

4 トレーニング室

| 区分      | 使用料（1人1日につき） |
|---------|--------------|
| 高校生以下の者 | 50円          |
| その他の青少年 | 110円         |
| 青少年以外の者 | 210円         |

5 宿泊施設

| 区分 | 単位 | 使用料 |    |    |
|----|----|-----|----|----|
|    |    | 午前  | 午後 | 全日 |
|    |    |     |    |    |

|      |                  |      |      |      |      |
|------|------------------|------|------|------|------|
| 宿泊以外 | 青少年以外の者          | 1室   | 240円 | 350円 | 530円 |
| 宿泊   | 中学生以下の者          | 1人1泊 | 220円 |      |      |
|      | 青少年（中学生以下の者を除く。） | 1人1泊 | 390円 |      |      |
|      | 青少年以外の者          | 1人1泊 | 760円 |      |      |

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいう。
- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が体育館の大アリーナ又は小アリーナに入場する者から徴収する対価を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「その他の青少年」とは高校生以下の者以外の青少年を、「中学生」とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。
- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するためのために利用するその間の午後5時（体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場にあっては、午後9時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 5 体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
- 6 青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。
- 7 宿泊施設に係る使用料には、食堂において提供される食事代を含まないものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第50号****高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「1月3日まで」を「1月3日までの日」に改める。

第3条第1項中「の名称」を削り、「のとおり」を「に定めるとおり」に改め、同条第2項中「利用時間については」を「利用時間は」に、「別表第1に掲げる」を「前項の主な」に改め、「ものとする」を削る。

第4条第1項中「学習室（グループ用）」を「プラザの学習室（グループ用）」に、「次項第4号において「許可施設等」」を「以下「許可施設」」に、「同項」を「次項」に改め、同条第2項第4号中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第5条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第6条中「規定する額の使用料」を「定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者がプラザの多目的室を専ら教育活動に関することの練習又は準備のために利用する場合にあっては、当該額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、プラザの多目的室の利用者にあっては、その全部又は2分の1を独占的に利用するときに限る。

第9条中「若しくは」を「及び」に、「又は指定管理者」を「並びに指定管理者及びその命を受けた者」に改める。

第10条の見出しを「（損害賠償義務）」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「プラザ」を「プラザの設置」に改める。

第13条中「の規定による」を「に規定する指定管理者の」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条第1号中「その事業計画書」を「前条第1号の事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）」に改め、

同条第2号中「その事業計画書」を「事業計画書」に改め、同条第3号中「その事業計画書」を「事業計画書」に、「有する」を「有しており、又は確保することができる」に改め、同条第4号中「支援する」を「及び支援する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

第15条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条中「（以下この条において「従事者」という。）」を削り、「個人情報」を「、個人情報」に、「従事者の」を「業務に従事している者がその」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「前条第1項の規定により」を「第17条第1項の規定に基づき」に、「施設」を「プラザの施設」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(指定等の告示)

**第18条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

(1) 第14条第1項の規定による指定をしたとき。

(2) 第14条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

(3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

別表第2を次のように改める。



別表第2（第6条関係）

| 区分                | 計算単位 | 計算単位当たりの使用料 |              |
|-------------------|------|-------------|--------------|
|                   |      | 18歳未満の者等    | 18歳未満の者等以外の者 |
| 学習室（グループ用）        | 1時間  | —           | 230円         |
| 多目的室              | 全室   | 150円        | 820円         |
|                   | 1/2室 | 80円         | 410円         |
| 音楽スタジオ            | 1時間  | 150円        | 200円         |
| 多目的室及び音楽スタジオの附属設備 | 許可1回 | 規則で定める額     | 規則で定める額      |

- 備考 1 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。
- 2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第51号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のとおり」を「に定めるとおり」に改める。

第3条ただし書中「必要であると」を「必要があると」に、「これを」を「休業日を」に改める。

第5条第1項第1号中「教育委員会の」を「教育委員会若しくはその命を受けた者が」に改める。

第6条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「伴う利用にあつては」を「伴って青少年の家を利用する場合は」に、「規定する額」を「定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第9条第1項中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第10条中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第11条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第12条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第13条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第14条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第18条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
中学生以下の者	1人1泊	220円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円
青少年以外の者	1人1泊	760円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第52号

## 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の健全育成」を「青少年（25歳未満の者をいう。第14条第1項において同じ。）の健全育成」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休業日を」に改める。

第5条第1項中「掲げる施設（次項第4号において）」を「定める施設（以下）に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「規定する額の使用料」を「定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的として許可施設を利用する場合にあっては、当該額に100分の500を乗じて得た額とする。）」に改める。

第10条第1項中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第11条中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第13条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償

の責め」を「、賠償責任」に改める。

第19条中「個人情報を」を「、個人情報を」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

| 区分   | 使用料    |        |        |               |
|------|--------|--------|--------|---------------|
|      | 基本使用料  |        |        | 夜間使用料（1時間につき） |
|      | 午前     | 午後     | 全日     |               |
| 研修室1 | 450円   | 650円   | 1,100円 | 160円          |
| 研修室2 | 450円   | 650円   | 1,100円 | 160円          |
| 研修室3 | 450円   | 650円   | 1,100円 | 160円          |
| 会議室  | 450円   | 650円   | 1,100円 | 160円          |
| 和室1  | 270円   | 390円   | 660円   | 100円          |
| 和室2  | 270円   | 390円   | 660円   | 100円          |
| 大集会室 | 1,980円 | 2,810円 | 4,790円 | 700円          |
| 視聴覚室 | 760円   | 1,090円 | 1,840円 | 270円          |

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間に許可施設を利用する場合（午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間に許可施設を利用する場合を含む。）の額をいう。
- 2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 許可施設を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額に利用時間を乗じて計算する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。



高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第53号****高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の」を「青少年（25歳未満の者をいう。第14条第1項において同じ。）の」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条ただし書中「必要であると」を「必要があると」に、「これを」を「利用時間を」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「次項第4号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「規定する額」を「定める額の消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項中「体育館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第11条中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第13条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第19条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

| 区分      |                |                | 使用料               |          |          |                   |         |
|---------|----------------|----------------|-------------------|----------|----------|-------------------|---------|
|         |                |                | 基本使用料             |          |          | 夜間使用料<br>(1時間につき) |         |
|         |                |                | 午前                | 午後       | 全日       |                   |         |
| アリーナ    | 入場料を徴収する場合     | アマチュアスポーツ      |                   | 26,300円  | 39,460円  | 57,860円           | 8,670円  |
|         |                | アマチュアスポーツ以外のもの |                   | 131,460円 | 197,170円 | 289,200円          | 43,380円 |
|         | 入場料を徴収しない場合    | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒             | 1,310円   | 1,970円   | 2,890円            | 430円    |
|         |                |                | 青年                | 2,640円   | 3,940円   | 5,790円            | 860円    |
| その他の者   |                |                | 5,260円            | 7,900円   | 11,570円  | 1,730円            |         |
|         | アマチュアスポーツ以外のもの |                | 26,300円           | 39,460円  | 57,860円  | 8,670円            |         |
| トレーニング室 | 児童・生徒          |                | 1人1日につき50円        |          |          |                   |         |
|         | 青年             |                | 1人1日につき100円       |          |          |                   |         |
|         | その他の者          |                | 1人1日につき210円       |          |          |                   |         |
| 会議室     |                |                | 1時間につき210円        |          |          |                   |         |
| 照明設備    |                |                | 1時間につき640円        |          |          |                   |         |
| シャワー    |                |                | 1人1回につき96円        |          |          |                   |         |
| 持込み電気機器 |                |                | 原価計算を基礎として知事が定める額 |          |          |                   |         |

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間にアリーナを利用する場合(午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間にアリーナを利用する場合を含む。)の額をいう。

2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にか

かわらず、利用者がアリーナに入場する者から徴収する対価を、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「青年」とは25歳未満の者で児童及び生徒以外のものを、「その他の者」とは児童、生徒及び青年以外の者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。

3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

5 アリーナ又は照明設備を2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25(4分の3面を利用する場合にあっては、0.75)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とする。

6 アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額(アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25(4分の3面を利用する場合にあっては、0.75)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。))に利用時間を乗じて計算する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県立県民体育館」を「、高知県立県民体育館」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項中「、午前8時30分」を「午前8時30分」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「次項第4号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第5条第1項の許可」を「体育館の利用」に改める。

第9条中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第12条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「基準額」を「利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考」を「同表の1の(1)の表備考5及び備考7、1の(2)の表備考並びに3の表備考」に改める。

第13条第1項中「体育館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第14条中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第15条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第5号中「必要であると」を

「必要があると」に改める。

第16条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第18条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第20条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第22条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室に係る利用料金の基準額
（1）基本利用料金

区分			利用料金の基準額				
			午前	午後	夜間	全日	
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	学生	3,150円	4,310円	5,890円	13,340円
			一般	6,100円	8,200円	11,030円	25,320円
	入場料を徴収する場合	平日	10,520円	14,090円	19,040円	43,640円	
		日・土・休日	12,720円	16,830円	22,820円	52,380円	
	アマチュアスポーツ以外の催物	営利を目的としない場合	平日	19,140円	25,450円	34,400円	78,980円
			日・土・休日	22,930円	30,610円	41,330円	94,860円
興行	営利を目的とする場合	平日	60,330円	80,390円	108,410円	249,130円	
		日・土・休日	72,350円	96,510円	130,180円	299,040円	
		平日	93,900円	124,960円	168,750円	387,620円	
		日・土・休日	112,500円	150,040円	202,430円	464,970円	
補助競技場	学生		1,510円	2,040円	2,780円	6,330円	
	一般		3,040円	4,090円	5,560円	12,620円	
大会議室	アマチュアスポーツ		1,260円	1,560円	2,200円	5,020円	
	アマチュアスポーツ以外		2,200円	3,040円	4,090円	9,330円	
小会議室	アマチュアスポーツ		630円	840円	1,050円	2,510円	
	アマチュアスポーツ以外		1,350円	1,780円	2,310円	5,440円	

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」と

- は午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後9時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後9時までの間をいう。
- この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が主競技場に入場する者から徴収する対価を、「営利」とは利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。
 - この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
 - この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。
 - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
 - 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き許可施設等を利用する場合の利用料金の基準額は、当該許可施設等を時間単位で利用するときを除き、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額の合計額とする。
 - 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る1時間当たりの時間外利用料金の額に利用時間を乗じて計算する。
 - 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の利用料金の基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額にそれぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

（2）時間外利用料金

利用時間1時間につき、（1）の表の当該利用の区分に係る全日の利用料金の基準額に0.12を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の基準額とする。

- 備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 室内プールに係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額			
				回数券

			午前	午後	夜間	全日	12枚つ ぶり	30枚つ ぶり
冷水期間	団体 利用	学生	2,840円	2,840円	2,840円	8,510円	—	—
		一般	4,720円	4,720円	4,720円	14,150円	—	—
	個人 利用	小学生	—	—	—	40円	390円	790円
		中・高・ 大学生	—	—	—	80円	790円	1,590円
		一般	—	—	—	120円	1,190円	2,390円
	温水期間	団体 利用	学生	10,090円	10,090円	10,090円	30,270円	—
一般			16,830円	16,830円	16,830円	50,490円	—	—
個人 利用		小学生	—	—	—	100円	1,000円	2,000円
		中・高・ 大学生	—	—	—	210円	2,100円	4,200円
		一般	—	—	—	300円	3,150円	6,310円

備考 この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「小学生」とは小学生その他これに準ずる者を、「中・高・大学生」とは中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者をいう。

3 附属設備等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
舞台照明	Aセット	1式 1利用単位につき16,930円
	Bセット	1式 1利用単位につき2,940円
持込み電源供給	40kW1口	1利用単位につき5,360円
長机	1卓	1日につき70円
折り畳み椅子	1脚	1日につき20円
演台	1台	1日につき930円

暗幕装置	1張	1日につき2,940円	
シャワー	1室	1日につき930円	
拡声装置	1式	1日につき1,150円	
主競技場	照明設備	A照明 全面	1時間につき7,040円
		B照明 全面	1時間につき2,100円
	冷暖房設備	冷房 全面	1時間につき12,920円
		暖房 全面	1時間につき15,140円
		空調 全面	1時間につき4,200円
	補助競技場	照明設備	全面 1時間につき840円
大会議室及び小会議室	冷暖房設備	全室 1時間につき490円	

- 備考
- この表において「1利用単位」とは、1の(1)の表の午前、午後又は夜間の区分のそれぞれをいう。
 - 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
 - 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
 - 主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用する場合の照明設備に係る計算単位当たりの基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の計算単位当たりの基準額にそれぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第55号

## 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「高知県立武道館」を「、高知県立武道館」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項ただし書中「に規定する休日」を「第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）」に改め、同条第2項中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「その附属設備等（次項第4号において「許可施設等）」を「その附属設備（以下「許可施設）」に、「同項」を「次項」に改め、同条第2項第4号中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第5条第1項の許可」を「武道館の利用」に改める。

第9条中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第12条第1項中「できない場合にあつては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「基準額」を「利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表備考中」を「同表備考（備考6を除く。）中」に改める。

第13条第1項中「武道館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「武道館の施設」に改める。

第14条中「施設」を「武道館の施設」に改める。

第15条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第5号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援す

る」に改める。

第18条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第19条中「に対し」を「に対して」に改める。

第20条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第22条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第12条関係）  
1 本館に係る利用料金の基準額

| 区分   |            |             | 利用料金の基準額              |                     |                     |                     |                          |              |        |        |      |
|------|------------|-------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--------------|--------|--------|------|
|      |            |             | 午前 8 時 30 分 から 正 午 まで | 午後 1 時 から 午後 5 時 まで | 午後 5 時 から 午後 7 時 まで | 午後 7 時 から 午後 9 時 まで | 午前 8 時 30 分 から 午後 9 時 まで | 延長 1 時間 に つき |        |        |      |
| 団体利用 | 試合場        | アマチュアスポーツ   | 入場料を徴収しない場合           | 半面                  | 学生                  | 1,720円              | 1,950円                   | 910円         | 910円   | 4,500円 | 630円 |
|      |            |             | 一般                    | 3,570円              | 3,790円              | 1,950円              | 1,950円                   | 8,890円       | 1,150円 |        |      |
|      |            | 全面          | 学生                    | 3,570円              | 3,790円              | 1,950円              | 1,950円                   | 8,890円       | 1,150円 |        |      |
|      |            |             | 一般                    | 7,050円              | 7,620円              | 3,790円              | 3,790円                   | 17,360円      | 2,310円 |        |      |
|      | 入場料を徴収する場合 | 全面          | 13,880円               | 15,040円             | 7,620円              | 7,620円              | 35,870円                  | 4,500円       |        |        |      |
|      |            | アマチュアスポーツ以外 | 全面                    | 27,770円             | 30,080円             | 15,040円             | 15,040円                  | 71,490円      | 8,890円 |        |      |
| 練習場  | アマチュアスポーツ  | 学生          | 680円                  | 730円                | 390円                | 390円                | 1,720円                   | 210円         |        |        |      |
|      |            | 一般          | 1,370円                | 1,480円              | 730円                | 730円                | 3,570円                   | 500円         |        |        |      |
| 個人利用 | 試合場又は練習場   | 学生          | -                     | -                   | -                   | -                   | 50円                      | -            |        |        |      |
|      |            | 一般          | -                     | -                   | -                   | -                   | 190円                     | -            |        |        |      |

| 習場   | 利用料金の基準額    |        |            |              |        |        |        |      |
|------|-------------|--------|------------|--------------|--------|--------|--------|------|
| 研修室  | アマチュアスポーツ   | 630円   | 630円       | 390円         | 390円   | 1,620円 | 210円   |      |
|      | アマチュアスポーツ以外 | 1,950円 | 1,950円     | 1,150円       | 1,150円 | 4,840円 | 630円   |      |
| 会議室  | アマチュアスポーツ   | 500円   | 500円       | 210円         | 210円   | 1,260円 | 110円   |      |
|      | アマチュアスポーツ以外 | 1,480円 | 1,480円     | 730円         | 730円   | 3,670円 | 500円   |      |
| 附属設備 | 拡声装置        |        | 390円       | 390円         | 210円   | 210円   | 1,030円 | 110円 |
|      | 試合場照明       | 半面     | 1時間につき210円 |              |        |        |        |      |
|      |             | 全面     | 1時間につき500円 |              |        |        |        |      |
|      | 冷暖房設備       | 試合場    | 冷房         | 1時間につき2,610円 |        |        |        |      |
|      |             |        | 暖房         | 1時間につき3,650円 |        |        |        |      |
|      | 練習場         | 練習場    | 冷房         | 1時間につき390円   |        |        |        |      |
| 暖房   |             |        | 1時間につき340円 |              |        |        |        |      |

2 分館（弓道場）に係る利用料金の基準額

| 区分 | 利用料金の基準額              |                     |                     |                     |                          |              |
|----|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--------------|
|    | 午前 8 時 30 分 から 正 午 まで | 午後 1 時 から 午後 5 時 まで | 午後 5 時 から 午後 7 時 まで | 午後 7 時 から 午後 9 時 まで | 午前 8 時 30 分 から 午後 9 時 まで | 延長 1 時間 に つき |
|    |                       |                     |                     |                     |                          |              |

|      |      |    |        |        |      |      |        |      |
|------|------|----|--------|--------|------|------|--------|------|
| 団体利用 |      | 学生 | 680円   | 730円   | 390円 | 390円 | 1,720円 | 210円 |
|      |      | 一般 | 1,370円 | 1,480円 | 730円 | 730円 | 3,570円 | 500円 |
| 個人利用 |      | 学生 | —      | —      | —    | —    | 50円    | —    |
|      |      | 一般 | —      | —      | —    | —    | 190円   | —    |
| 附属設備 | 拡声装置 |    | 390円   | 390円   | 210円 | 210円 | 1,030円 | 110円 |

- 備考 1 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が本館の試合場に入場する者から徴収する対価を、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 寒げい古等で許可施設を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 5 本館の試合場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて計算する。
- 6 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（学生である個人が1月単位で本館の試合場及び練習場を単独又は併用で又は分館（弓道場）を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき260円とする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成26年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第56号

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例（昭和44年高知県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」を「この条例は、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）の規定に基づき」に、「行なう」を「行う」に、「自動車の」を「自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいい、同法第3条の小型特殊自動車を除く。第3条において同じ。）の」に、「使用料を徴収するため必要な事項について高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）の特例」を「の使用料の徴収に関し必要な事項」に改める。

第3条中「以下」を「次条ただし書において」に、「別表に規定する」を「運転練習をする自動車1台につき、使用時間10分当たり290円に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を290円に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、使用時間（使用時間が10分未満であるとき又は使用時間に10分未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を10分として計算する。）に乘じて計算した額の」に改める。

第4条中「すでに」を「既に」に改め、同条ただし書中「責」を「責め」に改める。

第5条中「について」を「に関し」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。